

第4回国土交通省独立行政法人評価委員会北海道開発土木研究所分科会

平成14年7月30日(火) 13:00 ~ 16:30
中央合同庁舎3号館2階国土交通省特別会議室

【本多企画課長】 それでは、定刻でございます。ただいまから第4回国土交通省独立行政法人評価委員会北海道開発土木研究所分科会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙の中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。事務局の国土交通省北海道局企画課長の本多でございます。本日はよろしく願いいたします。

本日の分科会は、平成13年度独立行政法人北海道開発土木研究所財務諸表の意見聴取と業務実績評価を行うために開催するものでございます。

本日まで出席いただきました委員のご紹介につきましては、まことに恐縮ですが、お手元に配付させていただきました座席表をもってかえさせていただきたいと思っております。

なお、9名中7名のご出席ということで、過半数を超えておりますので、本日の分科会は成立していることを申し添えます。

また、本日は、斉藤理事長をはじめとして、独立行政法人北海道開発土木研究所からも出席しております。

それでは初めに、事務局を代表いたしまして、国土交通省北海道局長の村岡からごあいさつ申し上げます。

【村岡局長】 北海道局長の村岡でございます。本日お集まりの委員の皆様には、大変お暑い中、また、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨年4月に、独立行政法人北海道開発土木研究所がスタートし、1年余りが過ぎました。この間、北海道の発展あるいは振興、これを推進するための寒冷地土木技術など、さまざまな研究を通して、真に効率的な、また高いサービスを供給できる技術を国民の皆様を提供するための努力をしてまいってきたと思っております。

本日は、財務諸表についてのご意見をいただくとともに、業務実績の評価を行うことといたしております。独立行政法人に移行しました北海道開発土木研究所の1年間の取り組みに対する一つの総決算、あるいは今後の試金石になるものと受け止め、我々も心を一つにして頑張りたいと思っているところでございます。

厳正かつ活発な審議をお願いいたしますとともに、本日の結果を踏まえまして、開土研の

ほうも一層創意工夫に努めていかれることを改めて期待いたしまして、事務局を代表としてのごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【本多企画課長】 引き続きまして、議事に入らせていただきます。

本日の議事の進行につきましては、分科会長にお願い申し上げます。

それでは、分科会長、よろしくお願いいたします。

【分科会長】 きょうもよろしくお願いいたします。お暑いところ、お運びいただきましてありがとうございます。

きょうは、議事次第でございますように、1つは財務諸表についてのご説明、それのご意見、それから業務実績評価、これらにつきまして、前半、財務諸表はおよそ30分程度、残りの時間を業務実績評価、一応そのようなつもりでおりますが、どうぞまたご自由にご発言をお願いいたします。

それでは、早速でございますが、内容に入らせていただきます。

【関口企画調整官】 それでは、事務局よりご説明を申し上げますが、企画調整官の関口でございます。

まず、審議の前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元に資料があると思いますので、ご確認ください。

まず、資料 - 1として 財務諸表、 決算報告書、 事業報告書、資料 - 2といたしまして平成13年度業務実績報告書、資料 - 3としまして農林水産省独立行政法人評価委員会からの意見聴取について、それから、参考資料といたしまして、本日の会議開催の根拠となる法令等を載せました国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価について、そして追加参考資料として新聞記事等を用意しております。

なお、資料 - 3につきましては、農水省関係の業務実績に関して、評価に当たって農林水産省独立行政法人評価委員会に意見を聞くことになっておりまして、意見聴取に対する農水省の評価委員会からの回答となっております。

資料について過不足ございませんでしょうか。

【分科会長】 よろしゅうございますか。

【関口企画調整官】 では、初めに資料 - 1、財務諸表についてご報告したいと思います。

報告につきましては、北海道開発土木研究所のほうからいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【今井総務部長】 北海道開発土木研究所総務部長の今井と申します。財務諸表関係につ

きまして、私のほうからご説明させていただきたいと思います。

それでは、財務諸表について要点のみご説明させていただきたいと思いますが、先生方、ご存じのとおり、独立行政法人に移行する際に、企業会計原則を導入して、いわゆる複式簿記において財務会計を実施しなさいということが定められてございます。独立行政法人の場合には、単純に民間ベースの企業会計にのらない部分がございますので、独立行政法人会計基準というものが別に定められたところでございます。それに基づきまして、私ども、ご存じのとおり単式簿記しかしたことのない役人ばかりだったものですから、監査法人の支援をいただきまして、今回のような財務諸表を取りまとめたわけでございます。

資料 - 1 の 、貸借対照表から要点のみご説明させていただきたいと思います。

まず貸借対照表、資産の部でございますが、流動資産。

預金・現金は預金残高でございます。3月31日現在の預金残高でございます。

研究業務未収金、これは国からの受託業務が多うございますので、国の場合には、委託には9割までしか概算払いはできません。残り1割が、基本的に出納整理期間に入ってくるということで、5億8,000万円強が研究業務未収金になってございます。

前渡し金につきましては、独立行政法人になったことによって、年度に関係なく役務契約等を発注することが可能になりましたことから、年度末に発注をして、その間に行う業務の前払いを行っております。これが107万円ほどございます。

それから、未収金につきましては、国から現物出資されました建物等について、消費税法上、理事長が購入したという形になりまして、それに基づく消費税を払ったという整理になりまして、トータル的に還付されることが明らかになりました。消費税の還付額1億1,500万円強が基本的にここに入っております。それと、組合事務室の光熱費で未収金がございますので、それが未収金の欄に計上されております。

それから、その他流動資産につきましては、棚卸的資産でございまして、切手とかはがきを購入したもので、年度末に現物が残っていたものの金額をここに計上してございます。

流動資産の合計が11億7,768万8,789円ということになってございます。

次に固定資産ですが、有形固定資産につきましては、基本的に独立行政法人発足の際、国から出資を受けた建物・土地、それから譲与を受けました物品等がすべてでございます。若干、13年度に購入している部分がございます。

減価償却の考え方ですけれども、定率法と定額法がございまして、当所の場合は定額法を採用してございます。建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具備品で、減価償

却累計額の総額が5億6,785万円という形になってございまして、減価償却前資産が、土地も含め、建設仮勘定も含め、99億2,900万円強となつてございまして、減価償却分5億6,700万円を差し引きますと、93億6,176万7,987円というのが平成14年度末の固定資産の現在高という形になってございます。

2の無形固定資産ですけれども、これはソフトウェアでございまして、無形固定資産につきましては減価償却後の数字を貸借対照表上に計上することになってございまして、現実譲与を受けたのは5,100万円強ですが、それから1,500万円強の減価償却費がございまして、3,672万3,303円という形になってございます。

当研究所の資産合計105億7,618万79円という形になってございます。

次に負債の部でございまして、

運営費交付金債務でございまして、基本的に14年度に使用する運営費交付金というふうにお考えいただければいいと思います。3,412万5,180円。内訳としましては、人件費の残が1,397万円ほど。それから、もう既に契約を済んでございまして、支払い未済の年度またぎ契約、契約の到来期が来ていないものが2,000万円弱でございます。それと、先ほど言いました棚卸金額が入つてございまして、3,412万五千何かがしという形になってございます。

それから、未払金9億150万円ほどございまして、これは、先ほど言いました受託収入の未収額がございまして、役務等の業務を発注している業者に支払いされる、たまたま工期も年度末という部分でございまして、支払いすべき金額が9億の中に入つております。それから、3月31日現在で定年退職した職員が5名おります。その定年退職者の退職手当金もこの未払金の中に入つてございます。

それから、預り金につきましては、職員からの所得税ですとか、住民税ですとか、給料から源泉徴収したものの、まだ国税に払っていないものとか、それから共済貸付金の返済金、それを一時期独立行政法人のほうで預かつて、それぞれのところにお支払いをするという形になっております。それが1,420万円ほどでございます。

それから、固定負債でございまして、固定資産見返運営費交付金、これは13年度に固定資産を5,443万円ほど購入してございまして、その中から13年度減価償却費123万円強を引いたもの、5,019万9,010円を計上してございまして、

それから固定資産見返物品受贈額、これは、発足時に国から50万円未満物品等の受贈額が23億2,718万円でございます。それから、13年度の減価償却費4億4,400万円ほ

どを差し引いた金額が18億8,000万円強という形になってございます。

それから、長期借入金でございますが、これは、資源循環施設の整備無利子借入金ということで、昨年度に2号補正でNTT株の売却益を利用した金を貸し付けるという政府の政策がございまして、その中で1億1,600万円、13年度には借り入れをしている。認められた金額は、合計で2億6,000万円でございます。ですから、14年度に1億4,400万円の借入金が生じてくるという形になってございます。

次の資本の部でございますが、政府出資金、これは土地・建物等でございますが、75億9,996万1,710円ということになっております。これは現物出資財産の時価評価額で計上してございます。

それから、資本剰余金でございますけれども、損益外減価償却累計額、これは、独立行政法人北海道開発土木研究所の財務及び会計に関する省令第2条に基づきまして、収益の獲得が予定されない償却資産、建物とかそれに付随する構築物関係についての減価償却については、損益計算上の減価償却であらわさないで、資本剰余金から減価償却累計額として差し引くということになってございます。それが1億3,760万7,402円という形になってございます。

それから損益外固定資産除売却差額、264万円ほどあがっていますが、これにつきましては現物出資されましたクレーンが老朽化したしまして、それから、今後の使用見込みもございませんので、結局、撤去したということになりまして、264万2,780円、除却額という形になってございます。

このような形で数字が出てきまして、利益剰余金1億1,759万3,404円という形になってございます。

当期利益になりますけれども、これの内訳は、未収金の欄で申しあげました消費税還付額1億1,583万5,827円、施設貸付料12万1,850円、受取利息16万八千何がし、組合事務室光熱費、それから生保の手数料140万円ほど入っております、トータル1億1,759万3,404円ということで、資本合計が75億7,730万4,932円、負債・資本の合計が105億7,618万79円ということで、資産・負債の数字は均衡しておるということになってございます。

次に損益計算書でございますが、研究業務費は、言葉のとおり研究業務にかかった経費すべてを計上してございます。それから、一般管理費は研究業務以外、いわゆる支援のための、当所には企画室、総務部の総務課、会計課というところがありますが、それらにかかること

るの経費。役員給与も一般管理費の中に含まれてございます。

研究業務費のトータル51億9,934万4,203円となっておりますが、実はこの中には4億3,054万1,970円という減価償却費が入っておりますし、それから受贈物品、設立時に国から受贈された物品の金額7億800万円ほど入っておりますので、現実にかかっている経費としては40億円強という形になってございます。それから、一般管理費もトータル10億5,056万1,209円という形になってございますが、この中にも減価償却費と物品受贈額が入っております。次に経常収益でございますが、運営費交付金収益につきましては、当研究所の場合、費用進行型を採用してございます。費用進行型というのは、支出額を限度として収益化を図るということになってございまして、それが18億7,941万554円という形になってございます。

それから、事業収益は施設の貸付料でございます。

受託収入につきましては、政府受託は国交省、農水省、環境省等から30億3,400万円強、それから地方公共団体等、帯広市、天塩町、北電研究所というところから受託してございまして、716万8,000円ほど収入がございまして、

その他収入は141万3,338円でございますが、これは、職員の生命保険料の控除事務を生命保険会社から受託しているという形で、全くのその他受託収入という形になってございます。

それから、固定資産見返負債戻入ですが、これは固定資産見返運営費交付金戻入、平成13年度に購入した固定資産の減価償却相当額でございます。

それから固定資産見返物品受贈額戻入、これも無償譲与物品の減価償却相当額でございます。

財務収益、これは受取利息でございまして、16万8,306円ということになってございます。

雑益、これは物品受贈益ということで8億8,322万7,896円となっておりますが、設立時に国から受贈を受けた50万円未満物品の金額でございます。

それから、雑益として5万4,083円が載っていますが、これは組合に事務室を貸してございますので、光熱費の負担金という形になってございます。

経常収益合計が62億5,166万2,989円という形になってございます。

経常利益といたしましては175万7,577円、これは施設貸付料、生保手数料、受取利息、組合事務室の光熱費ということになってございます。

それから、臨時利益として消費税還付金、還付額が1億1,583万5,827円ということになってございます。

当期純利益が1億1,759万3,404円ということになってございます。

次に、3ページのキャッシュ・フローに入らせていただきます。

キャッシュ・フローは、言葉どおり現金の移動でございまして、これは現金のみの移動と
なっております、 が支出で、正数が入金でございまして。入金のトータルが45億4,
139万3,173円、支出が40億6,377万199円ということで、資金期末残高が4
億7,762万2,974円。貸借対照表の現金及び預金とイコールになってございます。

4ページ目、利益の処分に関する書類でございまして、先ほど来言っております当期利益
1億1,759万3,404円につきましては、今年度については全額積立金という形にいた
したいと存じております。

次に5ページ、行政サービス実施コスト計算書でございましてけれども、これは当所の行政
サービスに係るところの国民の負担額という考え方になっております。損益計算書上
の費用という形で、損益計算書上であらわれてきました研究業務費51億9,934万4,2
03円と一般管理費10億5,056万1,209円、トータル62億4,990万5,412
円という形になってございまして、この中から独自収入については控除できるという形にな
ってございまして、施設貸付収入から消費税還付額まで31億5,920万8,598円を控
除いたしましたので、業務費用としては30億9,069万6,814円という一番上の費用
になります。

それから、損益外減価償却相当額は貸借対照表と同じ考え方で1億4,025万182円。

それから引当外退職手当増加見積額、当所の場合には、退職手当は国で予算を確保する
ということになってございまして、引当金の計上は必要ないのでございまして、来年度以降
もそうなんですけれども、今年度、年度当初と年度末、職員が人事交流等でかわります。そ
の際、年度当初の職員が全員やめた場合に必要となる退職手当額と、年度末現在の職員が全
員やめた場合に必要となる退職手当額の差額を計上してございまして、それから機会費用、
これは、ご存じのとおり国が当所に国有財産の無償使用をさせたり、出資をした場合、国民
が得べかりし利益の喪失という意味で負担になっているコストでございまして、たまたま国
有財産の無償使用が、私どもの構内に建っております無線局舎の一部を借り上げてござい
まして、それにかかる費用が216万2,707円。これは国有財産の貸付規程に基づいて計算
してございまして、それから政府出資等の機会費用につきましては、資産等にかかります経費

に、3月31日現在の国債利回りを参考にいたしまして、1.4%の機会費用で計算してございます。それが1億541万7,712円ということで、トータル機会費用1億758万419円。

行政サービス実施コストのトータルが33億5,248万6,111円となっておりますが、実はこの中には、受贈物品にかかる費用8億8,300万円強が入っておりますので、現実にはかからない費用でございますから、それを差し引きますと、純然たる行政サービス実施コストは24億6,900万円強という形になります。

次に、重要な会計方針、注記事項につきましては、それぞれの帳票の中でご説明いたしましたので、失礼とは存じますが省略させていただきます。

次に附属明細書に入りますが、9ページ目ですけれども、これは減価償却の明細という形になってございます。

期首残高につきましては、国から出資していただいた、もしくは無償譲与を受けた経費9億2,714万2,974円がスタートになってございます。それで減価償却の累計額が、13年度5億8,325万9,170円ということになりまして、13年度末の資産の残額が93億9,849万1,290円、無形固定資産も入れましてそういう形になってございます。

次、10ページでございますが、資本金及び資本剰余金の明細。貸借対照表等でご説明したとおり、損益外減価償却累計額は1億3,805万845円でございますが、その中に264万2,780円のクレーンの除却が入ってしまして、その除却にかかる場所の減価償却費が44万3,443円でございます。トータル的に1億3,760万7,402円が損益外減価償却累計額になってございます。それから固定資産の除売却差額については、先ほど申し上げたとおり老朽クレーンの除却を行ったということで264万2,780円、期末で立ちますということでございます。

次に運営費交付金債務でございますが、平成13年度の運営費交付金の交付金額19億6,496万6,000円、運営費交付金収益18億7,941万554円、資産見返運営費交付金、これは固定資産を購入した金額でございますが、5,143万266円、期末残高について、3,412万5,180円残っているという形になってございます。

12ページの役員及び職員の給与費の明細でございますが、役員4人については、常勤役員3名、非常勤役員1名という形になってございます。それから職員数182名につきましては、職員178名、産業医、非常勤でございますが1名、看護師、非常勤2名、派遣職員1名ということになってございます。

この表の中で、報酬または給与の支給額には法定福利費、これは共済組合の当所の負担金でございます。それと福利厚生費、これは公務災害がございまして、それにかかった経費でございますが、1億2,800万円強と3万8,000円強を除いてございます。

次にセグメントでございますが、セグメントはいろいろな方法があるのだろうということが言われまして、検討をいろいろ加えたんですが、当所の場合には、中期計画で定めた研究課題、5つの長期的に取り組む経常的研究と3つの短期間に集中的に取り組む研究、この8つにセグメントをさせていただきました。「北国の発展に貢献する新技術に関する研究」から「進展する情報化社会に適した技術開発に関する研究」までが、長期的に取り組む経常的研究でございます。「レーザー光による土木構造物等の適正処理法に関する研究」から「冬期道路条件下の重大事故防止に関する研究」までが特別研究でございます。セグメントの考え方といたしましては、人件費等につきましては、この研究に携わった職員が明らかでございますので、積み上げ計算、人工数を積み上げて、それに金額を掛けていっているという考え方でございます。それから、物品役務費等についても当然に研究業務別に明らかになりますので、そのまま積み上げてございます。共通部門における経費については、どのセグメントにも分けることが不可能ですので、全社共通の中に入れてございます。

次に14ページ、長期借入金・短期借入金の明細でございますけれども、これは、先ほどご説明したとおり、13年度2号補正で認められました「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」に基づきまして長期借入れを行うことになりました。トータル2億6,000万円のうち、13年度においては1億1,600万円借り上げまして、完了したものがございませんでしたので、1億1,600万円そのまま期末残高という形になってございます。契約は、設計業務等を2,000万円弱行っておりますが、それがまだ終わってございませぬので、経費的にはそのまま残っているという形になってございます。

次に、決算報告書をご説明させていただきたいと思っております。

決算報告書につきましては、従来の国の会計制度にのった形で決算を示すということが基本になっていると思っております。

13年度決算報告書でございますが、まず、予算金額につきましては、年度計画の予算額を計上してございます。年度計画上、100万円単位でございましたので、例えば運営費交付金でございますと、19億6,500万になってございますが、現実には19億6,496万6,000円ということになってございます。

無利子借入金、これは年度計画の変更をやってございますので1億1,600万円で計上してございます。決算額もそのとおりでございます。

受託収入、これは当初24億3,900万円で計画を立てましたが、30億4,302万8,532円ということで6億402万8,532円増加してございます。

雑収入、これはもともと見込みの立てられないものでございますので、ゼロでございましたが、34万4,239円、施設貸付等によって増えてございます。

消費税還付額、これも当初予定されてございませんでしたので、年度計画には計上されておりませんが、決算額として1億1,583万5,827円ということで、合計欄でござんいただいたとおり、年度計画を7億2,000万円強ほど超えた形で収入が増えてございます。

それから支出でございますが、業務経費3億100万円、決算金額が2億8,826万2,500円。先ほど来ご説明しているとおり、契約をして、まだ完了していない部分がありまして、それが終わって、その分として1,886万9,500円払うことになってございますが、それを払いますと、結果的に予算額とイコールになります。ただ、この予算額、たまたま一般管理費のほうから580万円ほど動かしてございますので、ここの数字で1,273万7,500円まだ未払いという形になってはいますが、これに580万円ほど足した形が支払われる全額という形になると思います。

施設整備費でございますが、年度計画の変更後、1億1,600万円という形になりまして、582万円、決算金額で支出してございますが、これは2,000万円弱の設計業務を発注いたしまして、その前払いを行いました。差額が1億1,018万円という形になってございます。

受託経費につきましては、23億6,900万円支払う予定でしたが、29億6,581万5,194円ということで、5億9,681万5,194円、これは、収入のほうでもご説明したとおり受託が予定より多くなったということでございます。

それから、人件費でございますが、15億7,300万円の予算額で15億5,912万3,714円、1,378万6,290円が残ったという形になってございます。残った原因は、退職手当を見ているんですが、たまたま退職者がいなかったというのがございます。

一般管理費につきましては1億6,100万円で、1億6,044万9,000円支払いして、55万1,000円、予算額と比べると少ないという形になってございます。

トータル的に、決算金額の収入の合計額52億4,017万4,598円から支出の決算額49億7,956万404円を差し引きますと、2億6,061万4,194円ということで、

当期利益の1億1,700万円を大幅に超えてございますが、これについては、先ほどお話ししました無利子借入金における契約がまだ未済であるという数字ですとか、運営費交付金債務の3,400万円がそのまま入っていると、そういうことで当期利益額とイコールにはならないということをご理解いただきたいと思います。

私のほうからは、以上で財務諸表関係の説明を終わらせていただきたいと思います。

【分科会長】 ただいま財務諸表についてご説明いただきましたが、これらにつきまして委員からご質問、ご意見等をちょうだいいたします。よろしくお願いいたします。

【委員】 最初に確認しておきたいんですが、財務諸表と決算報告書は、一応、分かれているというふうに理解してよろしいんですね。資料-1の が財務諸表で、 は決算報告書。それで、評価委員会で意見が求められているのは のほうというふうに理解しているのですが、それで間違いないでしょうか。よろしいですか。

何点か質問させていただきますが、まず最初、事務局に質問させていただければと思います。後で、農水省の評価委員会からの意見が出てくると思うんですが、財務諸表について農水省の独立行政法人評価委員会の意見は聞く必要がないかどうかという点です。先にこれだけ回答していただけますか。

【分科会長】 それでは、農水省関係、お願いします。

【関口企画調整官】 資料-3があると思います。それで、ちょっと見ていただきたいと思います。資料-3の3ページ目に独立行政法人北海道開発土木研究所法が載っていると思います。そのところで、14条に主務大臣の関係、15条に「独立行政法人評価委員会への意見聴取等」と書いてありまして、そこに書いてありますように、前条1項第2号に規定する業務に関して農水省の評価委員会の意見を聞かなければならないことになっております。

したがって、資料-3の1ページ目にありますように、これについての意見をいただくということになっていきますので、財務諸表については、意見をいただくことになっておりません。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

それでは、中身のほうの質問に入らせていただいてよろしいでしょうか。

何点かございます。

1つが、先ほど説明いただいたんですが、昼食後で、数字がたくさんなのでとうとうしていきまして、説明を聞き逃したのかもしれませんが、1ページの貸借対照表、負債の部に載っています運営費交付金債務、一部は予定退職者の分だと思うんですが、3,412万5,18

0円計上されて、この内訳を少し説明していただけますか。

2点目が、2ページ目の損益計算書、計上費用の中の研究業務費に国返却予定機器費というのがあるんですが、金額もちょっと大きくて、これが一体どういうものなのか。

3点目が、その上のほうに外部委託費23億四千九百何十万か出ていますけれども、随分金額が大きいので、もし差しつかえなければ、こういったところにどういう内容の委託があるのかというのを伺えればと思います。

4点目が、雑益のところでは物品受贈益8億八千三百何十万出ていますけれども、これが雑益でいいのかどうかということ。どうして雑益なのかということです。

5点が、5ページの行政コスト計算書で、これは質問というよりは個人的な意見ですが、先ほど説明していただいた中で行政サービス実施コスト、この財務表では33億五千二百何十万あがっているけれども、純然たる行政コストは24億円ぐらい。もちろんおっしゃっている趣旨はよくわかるんですが、ただ、そういうふうに言うと誤解を招くのではないかと。最近、会計不信などと言われてはいますが、あの辺は、会計基準に定められていない財務指標をいろいろ使うので誤解を生じるものになるのかなと。設立1年度目でそういうことになってはいけないなと思ひまして、この辺は、会計基準に基づいてやると33億円になるということで理解していただきたいなというふうに思います。

これに関しまして、消費税還付額が差し引かれているんですけども、これでいいのかどうか。この分も国民が負担しているといえれば負担しているのじゃないかというのがちょっと気になるんです。来年度以降は、多分この分がマイナスされないことになるということもありますので、その辺も含めてご説明を伺えたらと思います。

以上5点になります。

【分科会長】 ただいま、ご質問を5点ちょうだいしましたが、これについてご説明をお願いいたします。

【今井総務部長】 1点目、運営費交付金債務でございますが、3,412万5,180円の内訳といたしましては、運営費交付金は渡し切りの交付金ということで、一応、内訳がないことになってございますが、我々、予算の中身としては、人件費と物件費関係、それから研究業務費という形で分けてございます。あくまでも人件費として要求している部分がございます、人件費をほかに振り回して使うことはあまり考えてございません。人件費としての残りが1,397万1,290円でございます。それから研究業務費で、先ほど来ご説明しましたとおり年度をまたいで契約している部分がございます。それが、まだ業務が完了してご

ざいませんで、債務として残っているのが1,993万9,500円ございます。それから、流動資産の中にあります棚卸的経費ということで21万4,390円。この3つを足していただきますと、3,412万5,180円になると思います。

【委員】 2番目が、損益計算書の……。

【今井総務部長】 損益計算書の国返却予定機器費でございますが、これは、国土交通省の委託契約取り扱い要領の中で、業務が完了した時点で残存物件がある場合には、成果物引き渡しの後、遅滞なく甲に返還しなさい、甲は国ですけれども、国土交通省に返還しなさいという規定がございます。それから、当所の受託規程の中でも、受託において購入した備品類については、業務が完了した段階では、その残存物件については委託者に返すという規定がございます。ですから、当所の資産という形にはなり得ませんので、特に国との受託契約ですから会計年度が分離されておりますので、毎年、使い終わったものについては返すという形をとってございますので、受託経費で買った備品類につきましては、こういう勘定科目を設けて整理せざるを得ないだろうということで整理をした結果でございます。

それから、物品受贈益の8億8,322万7,896円、これにつきましては、50万円未満の物品受贈額なものですから、来年度以降は資産としては計上されてきません。当所の資産として計上しているのは、50万円以上の残存価格のあるものについてのみ計上していますので、これはたまたま初年度ですから、少なくとも国から受けた年については、当然に受贈額として計上するという形をとってございますが、来年度以降はスポッと落ちてしまう金額なものですから、雑益のところ計上したということでございます。

それと、外部委託費。外部委託の具体的なもの、基本的な当所でやっております研究の大型実験等の補助的業務を委託しているわけですけれども、主なものといったらどういうことになりますかね。

【高木研究監理官】 実験の計測とか、供試体の作成とか、そういう手足の部分ですね。そういうあたりが主たるものとなっています。

【委員】 行政コスト計算書の……。

【今井総務部長】 行政コスト計算書の消費税還付額につきましては、新日本監査法人に支援をいただいているんですけれども、考え方として、先生、先ほどおっしゃったとおり、来年度以降は逆に払う形になりまして、少なくとも業務費用に全部消費税というのは加算されてまいります。ですから、基本的に納付になったときの業務費に含まれて、それがコストとして計算されるわけですね。

ただ、結果として行政コストを構成する独立行政法人の会計実務上のQ & Aの中で考えられるのは、国からの物品受贈益などは、すべて税金で賄われている。だから、当然に行政コストから除いてはいけませんよという論拠があるんですが、逆に言いますと、税金を還付されるのですから、その年度にかかった行政コストとしてはマイナスしても別に問題はないのではないだろうかというのが監査法人の考え方でございます。

ですから、来年度以降は当然にまたかかるようになってくると、ここにマイナスが立つのではなく、業務費用の中に全部それが加算されていくことになりますので、特別その部分を差し引くという形はもちろんあり得ませんが、今年度の場合には、還付は還付として、特に国から税金でどうのこうのということではなくて、これはうちが払ったものに対しての還付額なんだからという考え方なんです。ですから、それは控除しても構わないだろうというのが、実は監査法人の考え方です。それに沿ったということでございます。

【委員】 ありがとうございます。

コメントに入ってよろしいですか、時間も限られていると思います。

【分科会長】 どうぞお願いします。

【委員】 まず、運営費交付金債務について、先ほど研究業務のまだ遂行されていない部分が2,000万円あるというお話でした。これは、後で個別業務評価のところでもまた取り上げられるのかなと思いますが、こういうものはなるべく残さないように。業務のやり残しということになりますので、お願いしたいと思います。予定退職者が出なかった、これはしようがないと思うんですけどね。これが1点目です。

それから、2番目が雑益なんですけれども、これはあくまでも当期だけの問題だということからすると、臨時的な活動、消費税の還付額と同じように臨時利益ではないかなというのが私のコメントでございます。

それからもう一点、先ほどの行政コスト計算書の消費税の還付分なんですけれども、国民の負担をあらわす行政コストを算定するという見地からすると、私はマイナスすべきではないと思っています。消費税の還付というのは、法人にとっては確かに還付される、その分、負担が減るということは事実なんですけれども、国民の負担ということから考えると、結局、その分、税収が減っているだけであって、ここでマイナスしてしまうと、その分のコストがかかっていないかのような印象を持たれてしまうのではないかと。

以上3点、コメントさせていただきました。取り扱いは分科会会長にお任せしたいと思います。

【分科会長】 コメントを3点ちょうだいしました。

いただきましたコメントの中に、物品受贈益については、雑益ではなくて臨時利益に入れるべきだのご意見でございます。例えばこういうことについて、そのほかにもご意見いただきますが、これは、いただいたということでもいいんですか。それとも、皆さんがそうだとということになれば、書きかえることになるんでしょうかね。この辺はどうでしょう。

【今井総務部長】 問題は、先ほど先生にもちょっとお聞きしたかったのは、年度またぎ契約、従来ですと、国の機関だったものですから会計年度がはっきりしてしまっていて、2月、3月、4月、5月というふうに継続して計測したりしないとならないものであっても、どうしても契約を切らないとならなかったわけです。年度初めにすぐは契約できませんので、どうしても中があくというようなことがありましてね。そこが、各研究室からは何とかならないかというお話があったんですが、会計制度上それは無理だということで全部断ってきたものを。

実は、今回たまたま国の財政法、会計法の適用が外れましたので、そこはずっと継続して……。ビデオカメラを設置した水中撮影とか、継続的にやってどうなのかという成果を上げたい研究を4本契約しているんですが、それでも残したという……。債務として残ったことには間違いはないんですが、それはたまたま業務が終わっていませんので、収益化が図れないので債務としてどうしても残ってしまうんですけども、そういう場合でもまずいものなんですか。

【委員】 それは年度内で業務をやっていただくように、ぜひもっと前倒しでやっていただくということしか……。それがまずいかどうかというのは、私は別に今ここではコメントしませんけどね。

【今井総務部長】 ただ、今、先生のおっしゃるように年度内だと、確かに年度内に業務を発注して、年度がわりの切れ目のところで測定をしたいという目的があって、2月に契約しているんです。6月までとか、工期をそれだけとってやっているものですから、どうしても収益化をするのは6月の段階になってしまう。だから、債務として残ってしまっているということなんですが、形の上で経費は残っているんですけども、業務としては当然そこで進行しているわけですから、費用進行型をとっている以上は、年度末段階では契約の真ん中になってしまうものですから、残らざるを得ないという形になっているんですね。

【委員】 まず、会計方針としてどういう基準をとるかというのは法人の意思ですね。それで、会計基準を設定した研究会の考え方では、費用基準はそんなに望ましいやり方とは言

っていないはずですね。それでも法人はとったわけですから、それは当然それを踏まえて評価されるのはしょうがないんじゃないかなというふうに私は思っていますが。ただ、今のケースですと、非常に特殊なケースというのはよくわかりました。業務進行型で収益化を図っても、おそらく負債として残ったと思います。ですから、そういった意味では、個別業務評価のところでその辺の説明をいただくしかないかなと思っています。

これを残すと、どうしても仕事をやり残しているというふうに見られますので、その辺のところをなるべく早め早めにやっていくようにしていただきたいということだけ言っておきます。

それで、今、私は、評価委員として私どもの仕事ぶりが、後でまた総務省のほうでいろいろ見ていただくということになっていきますので、気づいたことは申し上げなくちゃいけないということで指摘させていただきました。それ以外のところはきちんとされていると思いますので、特に私はコメントしませんでした、時間ももったいなかったのです。それを踏まえて、この評価委員会として意見を書くのかどうか、この辺は分科会長に全部ゆだねたいと思いますので、一応、私は今、個人的な見解を申し上げたということで理解していただければと思います。

【分科会長】 そのほか、いかがでございましょう。どうぞ自由にご発言ください。この財務諸表につきまして、そのほかご意見、ご質問等をちょうだいします。

【委員】 土木研究所のほうでも同じことを申し上げているので、整合性のために申し上げますんですが、私はもちろん会計の専門ではないんですけれども、非常に疑問に思っているもので、全く同じことを繰り返します。この数年来、公共事業についてのいろんな批判があり、公共的な道路公団、その他の法人についての議論があって、企業会計方式を導入することを始めました。特に貸借対照表をちゃんとつくりましょう、こういう話になりました。

民間企業については、歴史的に取引先であったり、資本の提供者であったり、そういうところの人たちに対して公平な情報開示がされる、共通にされる、こういう原則があり、そのときに、安定性がどうだ、流動性がどうだといった指標として皆さんが見ておられるものがある。ところが、民間企業じゃない、例えば公団だとか、あるいは独立行政法人というのは、そもそも民間企業と違う目的を持っているので、収益を上げますとか、取引先がどういう指標について見てなきやいかんとかというたぐいのものプラス、例えば行政コストは一つの例かと思いますが、ここの理事長が何をもってこの会計を管理しているのか、どこでチェックしているのか、その評価指標のほうの議論はほとんどされてこなかった。

大蔵省の時代から、公的な法人を何種類かに分けて、ティピカルなものについての企業会計方式をどうするかという議論をし、それぞれについてふさわしい財務諸表をつくった。もしそれが違う種類の法人だから、会計方式を変えたんだとすれば、それぞれに応じて、そこについてはどういうところをチェックするためにどうしたのか、こういう論理があり、そのためにはどういう評価指標で監視していきましょうというようなものがきっとあるはず。

利益だけを追求するのじゃないとすると、方や費用対効果とか、行政評価というようなことがありますので、それとこういうものを組み合わせて何を見ていけばいいのか、そんなことがあるように。私なんかの立場から見ると、あってしかるべきだと思います。

この間も、土木研究所のときも申し上げたんですが、その最高責任者たる理事長が、これを見て一体どうしようとしているのか、何をチェックしようとしているのか、そこについての方針なり何なりをはっきりしておくとか、あるいはその原則を何とかしてくれというようなことを、研究会でしたっけ、そういうところに対してアドバイスを求めたほうがいいと、私はそういうふうに思っています。素人ですので、そういうことが正しい意見なのかどうかということ、丸々自信があるわけではございませんが、そんなことを意見として申し上げておきます。

【委員】 わかりました。ご意見として承っておきますが、1つだけ申し上げられることは、損益計算書、企業会計でももちろんあるんですけども、企業会計の考え方とかなり違った損益計算の仕方がとられています。結論から言うと、期待される業務活動を行った場合には、損益が、一応ニュートラルというふうに言っているんですけども、損益がゼロになる。一応そういう前提のもとで計算構造を考えていますので、その点については申し上げられると思いますけれども、それ以外の指標については、具体的にどういう指標を使ってこういったことがわかるというのは、まだまだこれからじゃないかなと思っています。

というのは、独立行政法人、会計基準が一応できていますけれども、また今度、新たな独立行政法人ができる、特殊法人が移行してきますからね。それをどうするのかというようなことも議論になっているぐらいですから、具体的にどういう指標があって、それは会計基準研究会がやることなのかどうか、その辺もちょっとよくわかりませんが、一応そういう意見があったということは研究会の場に伝えますけれども。

【委員】 ただ、普通の企業については、相対評価であったり、時系列評価であったり、同じ業種についてどうかとか、いろいろな見方があるわけですね。そうしたときに、少なくとも法人を何種類かに分けて会計方式を検討した、それからの論理整合性からいって、変え

たのは何でなんだと。それはどういう理由で、公団なら公団を分けてきて、そこからピックアップしてこういう会計方式をとりますと言ったんだということが、私は大変疑問でして...

....

【委員】 ごめんなさい。それは独立行政法人じゃなくて特殊法人のほうじゃ.....。

【委員】 特殊法人のほうです。

【委員】 特殊法人については、それを議論すると、また話が横にそれますから。少なくとも特殊法人の会計基準をつくったときには私は関与していませんので、その辺の経緯は存じ上げておりません。

【委員】 それについて言っているのじゃなくて、そういうふうに分けた以上は、その中で、例えば独立行政法人はこういう方式をとりました、特殊法人についても何種類かあって、それとはまた違う方式をとったのだとすると、それとの論理整合性で、これはどういう会計上の管理をしていくんだ、健全性をどうやって見ていくんだという話が当然ついてきそうな気がするんです。そういうことだけ申し上げます。マーケットで評価するわけじゃないですから、何かそういうことがあってしかるべきだろうと。

【委員】 その辺はもちろん議論しましたし、研究会の報告書も出ております。

【委員】 ああ、そうですか。

【委員】 ただ、どこまでその辺をレクチャーしなくちゃいけないのかということになりますと、その辺は私が口をはさむことじゃないと思いますので、そういう要望があったということだけお伝えしておきたいと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。

確かに、本来なら我々ももっと勉強して、さらに意見を申し上げるべきところかと思いますが、ただいま委員からいただきましたご意見、それから委員からいただきましたコメント等を総合いたしまして、先に委員からご発言があったように、評価、その結論については分科会長にお任せくださるということでございました。特にこの辺は、全くもっておかしいよというところは、他にございませんでしょうか。委員、先ほどから幾つか挙げられていますけれども、これは修正したほうがいいのかと思われる箇所はありませんか。

【委員】 順番からいくと、雑益のところですね。あれは当期だけの.....。

【分科会長】 当期だけですね。

【委員】 取引自体は、来期以降はまず発生しないと思いますので。

【分科会長】 そうですね。

【委員】 ただ、私、よくわからないのは、評価委員会として意見を言う。その意見が一体どういう効果を持っているのか。我々は別に訂正権を持っているわけじゃないですよ。監査するわけでもないですから。ですから、感想だけを私は申し上げたような次第で、それでいいのかなという気もするんですけども、ちょっとその辺の取り扱いがよくわからないところがございます。

【分科会長】 おそらく委員がおっしゃるとおりだと思うんですよ。こういうことであるという意見を申し上げて、それで、ここを修正しなさいとかというものではないだろうということに思いますが、そういうことでよろしゅうございますか。実は分科会長にお任せするというご意見だったものですから、特にお諮りします。

【関口企画調整官】 すみません。ちょっと。今のお話のとおり分科会長扱いということをお願いしたいと思いますけれども、これがもしほかの法人と共通のものもあるかもしれないので、一応各独立行政法人の分科会の状況を見ながら、意見をまとめた上で、もう一度、分科会長にご相談して、また、お答えについては、委員をはじめ委員の皆様方に回答させていただくことでいかがでしょうか。

【分科会長】 なるほど。そこで、まだちょっとこだわって悪いけれども、物品受贈益、これは雑益のところに入っているけれども、これは当期だけで、次期からはないということで、入れる位置を変えたほうがよろしいというご意見でございましたね。

【委員】 ええ、そうですね。ただ、変えたほうがいいということを書いていいのかわか。変えられないんだったら、そんなことを言っても意味がないんじゃないかというのが私の個人的な感想なんですけどね。

【高木研究監理官】 独立行政法人も初めての経験で、結果的に監査法人のご指導を得ながらまとめてきているということで、私どもがご指導を受けている監査法人も、他の独法をも指導しているという関係があると思いますね。ですから、そういった意味で、私どもが独自にこういう方式を取っているとは限らないということも含めて、全体のまとめ方、各独法がどういうまとめ方が一番いいのかというようなことがこういう関係で出てくると思いますので、それを今回直すべきか、あるいは次回以降、全体また修正していくべきかというようなことの議論を、先ほど関口調整官が言われたような形で横を見ながら検討していくということにさせていただければと思います。

【分科会長】 大変前向きなご意見をいただきました。おそらく他分科会もいろいろそういう問題が出てくるだろうと思うんですね。そういった分科会と整合性があるような処理を

しなければならぬということでもありますので、特にここはどうぞも腑に落ちないよというようなところがありましたら、ここでまたさらにご意見いただきますが、この勘定科目の入れる場所についてのご意見、今、問題になっていますが、これについては、他の分科会の状況を考えて、その処置については分科会長にお任せいただくということで、先生、よろしゅうございますか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思いますが、そのほか特にご意見がなければ、財務諸表につきましては以上で説明をいただいたこととし、ただいま申し上げたようなことで、他分科会の状況を見ながら、多少、位置等修正するところがあれば、分科会長にお任せいただくということでよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、次に進めさせていただきます。

次は、業務実績評価でございますが、早速またご説明いただきまして、それらの評価を行いたいと思います。お願いいたします。

【関口企画調整官】 それでは、業務実績評価に入りたいと思います。

まず、この業務実績評価については2つに分かれていまして、業務運営評価と個別業務評価になります。業務運営評価を見ていくわけですけれども、前にご議論いただいたように、おのこの項目の評価ごとに、着実な実施状況にあるかどうかを見ていただいて、その数で評価する形になっております。

したがって、業務運営評価につきましては、報告書に記載されている1項目ずつ順に評価していただきたいと思っております。それから、個別業務評価につきましては、開土研が実施している自己評価について説明責任を果たしているかどうかということを中心に評価の判断基準としていただきたいと思っております。

では、資料についてご説明をしたいと思っております。説明につきまして、開発土木研究所のほうからお願いいたします。

【高木研究監理官】 研究監理官をしております高木と申します。資料-2、業務実績報告書に基づいて説明させていただきたいと思っております。

それでは、業務実績報告書1ページ目、まず最初に事務の効率化ということでございます。

最初に、このフォーマットは、この1ページ目でご説明したいと思っておりますが、二重線の枠組みが中期目標、国土交通省から与えられたこの目標に対しまして、その下に中期計画を記しております。これは、中期目標を達成するために独立行政法人が作成した計画という位置

づけてございます。そして、その計画に基づいて年度計画を作成しているということで、それぞれの相互関係が、この二重枠の中でわかるということになっております。したがって、この年度計画の計画内容に対して、当該年度、どのように取り組んだかということが評価されると受け止めております。

それでは、そういう趣旨から基本的に当該年度の取り組みの部分の要点だけ説明させていただきたいと思いますが、まず、事務の効率化、人事・給与システム及び会計システムの導入を図るといような趣旨のことを記しておりましたが、職員の人事管理及び給与計算については、パッケージシステムの導入・運用、PCでのクライアント/サーバー構築によって分散化・効率化を図りました。会計事務については、所要の会計基準に準拠した処理ができるパッケージシステムを導入し、運用を図りました。その結果、事務の簡素化・効率化を図る土台を据え、そして、事実上、運用を図ったということでございます。

2 ページ目、事務処理の電子化によるペーパーレス化という計画目標を掲げております。この計画につきまして、基本的に所内外の情報交換、あるいはその他のさまざまな連絡事務につきまして、電子メール、所内LAN、パソコンの掲示板等を積極的に活用することによりまして、従来、ペーパーでさまざま連絡業務を行っていたものを、とにかくパソコンで情報連絡できるというような形で運用しております。

3 ページ目、図書管理・検索システム及び論文検索システムの導入ということで、内外ともにこのような情報を有効利用及び情報発信するということで、独立行政法人発足に当たりまして、即このシステムの構築に取りかかりました。その結果、13年9月1日からこのシステムを稼働、インターネット・ホームページにおいてアクセス可能なものといたしました。また、新着図書情報システムについても導入を図ることによりまして、下記に記しているようなアクセス数、そういう形で稼働をし始めております。

4 ページ目は、一般管理費の抑制という項目ですが、これは中期目標及び中期計画の5カ年の目標、中期目標では2.4%程度抑制するという目標が掲げられていますが、これは初年度をベースに2.4%程度抑制するという趣旨になりますので、独法初年度の年度計画には記載はございません。ただ、その抑制をしていける土台を構築するということは13年度に行っております。

以上です。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

まず最初、(1)の事務の効率化、この中身4項目について今ご説明いただきました。それ

で、これから先がずっとたくさんありまして、このあたり一くくりづつ各項目についてご意見をいただいていたほうが忘れずに済むだろうというぐあいに思いますので、そういうぐあいにさせていただいてよろしゅうございますか。

全体を通して、後ほど欠席委員のご意見もございますので、そのときにまた修正すべきところはすることにいたしまして、各項目、ただいま4項目ございますが、これについて評価をちょうだいいたします。

そこで、これはお一方ずつお聞きするべきところでございますけれども、そうしますと相当時間がかかりますので、大変失礼なことになるかと思いますが、分科会長が少しご意見を伺った上で、まとめて申し上げてよろしゅうございますか。

それでは、ただいまの4項目につきまして、特にご発言等ございましょうか。ここの説明はよく理解できなかったとか、あるいは不十分であるとかということはございませんでしょうか。人事・給与システム、事務処理電子化、図書管理・検索システム、一般管理費の抑制、この4項目についてお伺いいたします。

特にご意見ございませんようでしたら、ただいまのご説明では、順調であると評価して、それぞれ人事・給与システム、事務処理電子化によるペーパーレス化、図書管理・検索システム及び論文検索システムの導入について、着実な実施状況にあるということによろしゅうございますでしょうか。

4番目の一般管理費抑制、これは決まっているんですね。

【高木研究監理官】 目標としてですね。

【分科会長】 そうですね。よろしゅうございますか。 それでは、その次、研究評価についてご説明ください。

【高木研究監理官】 それでは5ページ目ですが、年度計画では、運営委員会を開催し、評価結果をホームページ等を通じ公表するとあります。独法発足時点では、国土交通省の評価委員会及びその他の動きがございまして、評価体制がどうなるかというようなこともございましたので、この内部の委員会は運営委員会と仮称しまして記載させていただいております。結果的に、全体的に各省の評価委員会が発足され、そして各独立行政法人では自己評価を行うことというような表現がほとんど整理されてきましたので、したがって、13年度の当所の位置づけとしましては、いろいろな文言を使うのは混乱を招くということで、結果的に北海道開発土木研究所自己評価委員会という形で内部評価をするという位置づけにいたしました。13年度は、具体的に発足及び独法の概要、研究概要を説明しつつという

事柄を14年1月18日に開催したということでございます。

個別評価の部分でまた説明させていただきますが、合計21名の委員で構成。これにつきましては、国交省のこの分科会とのすみ分け、役割分担ということも議論がございましたので、また、過去のこの委員会で内部の評価をするに当たり外部有識者を入れるのかどうかというようなご質問もございましたので、そういう方向で検討していますというふうに当時お答えしております。したがって、外部の有識者14名、内部委員7名、合計21名で自己評価委員会を設立し、そして発足したということでございます。14年度に入りまして、この分科会に向けて5月、6月、活動してきたと、そういう流れになっております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいまは、自己評価委員会を設立した、内部委員は7名、外部委員は14名というところまで進んだということでございます。では、先ほどのご質問以外に意見は出ましたか。本法人評価委とこの自己評価委員会との関係はどうかとかいうご質問をいただいたわけですが。

【高木研究監理官】 発足当時に、評価委員会というのがいろいろところで位置づけられておりますので、先ほど申し上げましたように、この自己評価委員会が分担すべきこと、これは個別評価だということで、簡単に言いかえると研究評価をするというような形で、委員の皆様をお願いしておりますので、そういう形での役割はよく認識して進めていただけたかなと思っております。

【分科会長】 自己評価委員会が設立されて、それぞれの委員は、なすべきことについてご理解いただいたというところまで進んでおります。他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

【委員】 1つだけ確認を。先ほどから自己評価委員会を設立して開催したというのはわかったんですけども、評価の効果というか、その辺、フィードバックなんかはされていらっしゃるわけですね。

【高木研究監理官】 それは、最後の個別評価のところでご説明させていただきます。

【委員】 わかりました。結構です。ありがとうございます。

【委員】 ちょっとよろしいですか。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【委員】 ここでやるのは、自己評価がされているかどうかの評価をすればいいんですね。

42ページから自己評価の結果について連なって、ちょっと気になるのは、ちゃんと評価できなかつたのごとく意見が出ているところがあって、お一人の方がたまたまそういうふうにならなければいいんですが、例えば44ページですね。

【高木研究監理官】 42ページ目以降、これは本来、個別業務評価の部分で説明する資料になっているんですが、自己評価結果で、研究評価につきまして、各研究課題ごとに評価・議論をしました。それで、その結果が42ページ目以降にまとめられているということでございます。したがって、いろいろな意見が出たものをこのようにまとめて、結果的に総じてそれぞれこういう評価あるいは意見があったということになっておりますので、それをしんしゃくして今後研究業務を続けていくという位置づけにしております。

【委員】 私の質問は、要するにこれが評価されて公表されましたということだけでいいわけですね、我々が判断するのは。

【高木研究監理官】 この場の位置づけは、はい。

【委員】 わかりました。結構です。

【高木研究監理官】 説明責任を果たしているかということです。

【分科会長】 それでは、今ご説明のような自己評価委員会が設立され、それぞれに機能しているということで、この項目については着実に進んでいるということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次、お願いします。

【高木研究監理官】 3番目、施設・設備の効率的利用の項目でございますが、大型研究施設に関する外部の活用ニーズ把握及び外部利用の規程整備という項目でございます。

独立行政法人になりまして、外部の利用を促進する、つまり、今までは研究施設等を内輪で使っただけですが、結果的に、さまざまな機材を所有しておりますので、それを我が研究所が研究活動に使っていない時期もございます。したがって、そういう場合に外部の方に使っていただき、その必要に供するような活動をするという趣旨でございます。今までそういう趣旨で、独法前にはそういう活動は基本的にはしていませんでしたので、独法が発足いたしましたして、その貸出規程を整備し、そして、当然、貸し出すために、わずかなお金を徴収するという関係してきますので、そのような貸付料算定要領を整備するという事柄をずっと事務的にまとめてきました。結果として14年1月4日から貸し出しを開始しております。そして、その要領及び貸出施設、どういう期間、借りられる可能性があるか、そういうあたりをインターネット・ホームページ等に公表し、またパンフレットも作成し、そうい

う宣伝をして今後の利用に供するという土台を築きました。

13年度末期のわずか3カ月ほどでございますが、外部利用状況5件、例えば苫小牧の寒地試験道路の利用とか、細かい点では研究所の講堂を他の講演会で使っていただくとか、いずれにしてもそういうニーズに合わせて対応しようという動きをしてきております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいまは、大型施設について外部に貸し出しをする規程をつくり、また、それによって、3カ月くらいの期間でしたが、5件貸したということでございます。これからまたどんどん借りたい人も出てくると思いますが、それによって生じた収入は、財務諸表で検証されることとなりますね。

【高木研究監理官】 はい

【分科会長】 外部のどういうところが借りましたか。

【高木研究監理官】 例えば寒地試験道路は、道警が、訓練用などですね。例えば民間で日本電子工業株式会社とか、それから北海道警察、それから、石狩の実験場は北大。これはちょっと毛色がちがいますが、スカイスポーツフェア・イン・石狩という団体などです。

【分科会長】 はい、わかりました。

というようなことで、期間が短い3ヶ月ほどですが、それ相応の貸し出しもあり、また、それに必要な規則は全部決めたということでございます。

【委員】 質問、よろしいですか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 話が少し勇み足になるかもしれませんが、ずっと後のほうに自主改善努力という項目がありまして、38ページですけれども、その中に施設・設備の利用に関して講堂を開放したとございますね。これは、6ページにあるこの計画とは別に、講堂は自主的に開放したから、プラスアルファ的な改善努力であったと解釈すればよろしいのでしょうか。どのように整理して評価するのか、ちょっとわかりにくいように思います。

【高木研究監理官】 自主改善努力のところに記しましたのは、いわば独法になりまして新たな制度をつくった。したがって、新たな活動に踏み切ったというような意味合いの事柄を自主改善努力のところに、まあ、再掲の部分もありますけれども。ですから、今までになく独法として創意工夫を盛り込んでいったという趣旨のものを自主改善努力のところに書かせてもらったということです。ですから、今の部分と、ある意味では再掲、再び掲載され

ているということにはなりません。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 そのほか、いかがでございましょう。

【委員】 そういうことは今まではされてなかったんですか。

【高木研究監理官】 はい。

【委員】 独法になる前は。

【高木研究監理官】 はい。もともと国の機関のときには、お金をもらって民間に貸し出すとか、そういう発想が全くありませんでしたので。

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、これも着実といたしたいと思います。

次、お願いします。

【高木研究監理官】 それでは、他機関との連携等ということで何項目かございます。

共同研究のための規程整備及び共同研究の推進ということでございます。

これにつきましては、中期目標期間中、新規に60件の共同研究を実施するという目標を掲げております。これは、過去の実績に基づいてこの数字を設定したわけでございますが、実績といたしましては、合計、新規は23件行っております。さらに、この共同研究等の項目の中で、流動研究員・依頼研修員の規程の整備も行っております。したがって、新規60件、5カ年の目標でございますので、おおむね12件ということでございますが、独法発足初年度、一応、共同研究に精力的に取りかかったというような位置づけでございます。

それから8ページ目、流動研究員の派遣・受け入れという項目でございますが、研究員の相互交流の推進ということで、流動研究員あるいは特別研究員という形で、山梨大学及び科学技術振興事業団からの研究員の受け入れを行っております。これは、従来、独法になる以前も流動研究員の招聘、とりわけ派遣につきましては、二、三年に1名とか2名、外部に勉強させる案件が生じたときに行ったりしています。今回、招聘という意味では、当所の研究を遂行するに当たり、当所にはない知見を必要とする場合に、短期間ではございますが、当所から旅費等を手当てしまして来ていただき、アドバイスなりそういうものをいただくというものを主にしております。したがって、流動研究員の派遣・受け入れを行っております。

9ページ目、研究員の海外派遣・受け入れという項目でございます。

独法になりまして、とりわけ積極的に研究員の海外派遣を行いたいということで考えておまして、13年度、19件、40名を派遣しております。さらに、海外からは14件の視察等がございました。さらに国内において開催された国際研究集会、これは39名を参加さ

せております。とりわけ13年度は、2002 P I A R C に代表されるように国際冬期道路会議、これは札幌ドームで開催し、大変な参加者数を見ましたが、従来、当所の研究者が外国へ出かけて行って、地道に関係を積み重ねた結果、初めてアジア、日本で開催されるという状況に至ったものでございまして、今回も現地の実行委員会の主たる役割及び論文発表等にも精力的にかかわっていったということで、非常にトピックのあった年度だと考えております。

このように積極的に海外派遣を実施してきております。ちなみに、12年度は海外派遣は9件、21名ということでございますので、倍増したというようなことかと思えます。

以上です。

【分科会長】 ただいまは、他機関との連携等についてご説明いただきました。

先ほど高木さんからご説明があったようにこの春 P I A R C が盛大におこなわれましたが、これは、研究所のご努力が実ったものでございます。特に国土交通省、本省のほうもご理解いただきまして、札幌で行われました。

先生、これはどうでしょう。

【委員】 国際研究集会とか調査等へ19件、40名派遣したということで、それはそれでアクティブな活動をされているのでしょうか。

ただ、1つちょっとお聞きしたいのが、調査等、例えば現実に災害があったとかいうようなときに、日本全国を見ますと初動体制が非常に悪いですね。例えばロシアで洪水が起きたというようなことがあっても、意外とあっちの寒いほうに日本全体は向かわないんですね、興味が。だけど、この研究所がそういうところを災害調査してくれないと、日本全体としてはどこからも情報が入ってこないんですね。だから、そういう意味で国際会議等への派遣というのは、いくらでもどんどんやる時代なのでやるんでしょうけれども、特に寒い地方でのいろいろな災害とか事故調査なんかには今後ともこの研究所が積極的に派遣・参画されることを私は期待しますけどね。

【分科会長】 全く。いいコメントをちょうだいしました。それをするのが研究所の特色を出すことにもなりますね。これについては研究所も相当の戦略を持っているように思いますが、ただいまのご意見についてはいかがでしょうか。

【高木研究監理官】 緊急時の云々ということではございませんが、13年度は、そういう意味では調査関係が何件かかなり出まして、もちろん国土交通省全体含めて調査団派遣とか、そういうものにも加わったというようなものもございまして。

ただ、海外への派遣を積極的に行ったという実績でございますが、実は制度設計上、科学技術庁が文科省になったということで、私ども独法を含めまして、いわゆる独法全体のそういう予算措置、あるいは制度設計が全部なくなった。ですから、今まで私どもは科技庁の外国旅費でこのような活動をしてきたということでございますが、実は独法になってゼロなんです。これは私どもだけじゃないんです。それで国研協で非常に問題になっているんです。

ただ、逆に言えば、独法の運営費交付金の判断で職員を派遣できるという、別途の手当は削られましたが、理事長判断でそういう活動ができるということにも制度上はなりましたので、予算が来ないという意味のつらさはあるんですが、しかし、手持ちの資金でこういう活動を積極的に行おうというような結果が、この13年度の数字にあらわれている。

【分科会長】 なるほど。それはほんとうに重要なことですね。

【委員】 共同研究のことなんですが、法人化する前の共同研究の文書は、許可するとか、いかにも役所と甲と乙の関係が明確に出ているような出ているような共同研究の書類だったんですが、新たに変わられてからの文書はどうですか。パートナーというような感じでつくっている文書になっているんですか。

【高木研究監理官】 基本的には、姿勢としては、甲乙という位置づけの文言を使っておりますが、いわゆる対等の立場で行うということで考えておりますので、その表現がもしふさわしくない状況で、そういう研究規程がとれますか、やりとりの文章になっていれば、改善を図りたいと思います。全く対等の立場であるのが実態でございます。

【分科会長】 そういう関係書類は、この独立行政法人で決めることはできるんですか。

【高木研究監理官】 そうです。独立行政法人の規程としてつくっておりますので。

【分科会長】 いかがでございましたでしょうか、ただいまの件。外との交流はやっている。ご意見としては、直接、寒冷地等に対するそういった案件が起きた場合には初動をやれと。早く動いたら得点いいというようなことも考えたらなおいいですね、先生。ありがとうございました。

それでは、これも着実ということでよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、次、お願いします。

【高木研究監理官】 それでは次に技術の指導及び研究成果の普及、これは項目が非常に多いので、少しポイントを絞っていきたいと思います。

まず、他機関からの技術指導等の要請に積極的に応じるという項目でございます。

これにつきましては、当所の、とりわけ研究員、研究職でございますが、26件の講演会等に延べ43名の講師派遣、あるいはさまざまな学会や委員会の委員等に183名、そして大学の非常勤講師に3名、それから、局が実施する職員研修に29名を講師として派遣しました。さらに、このような外向けの要請に積極的に応じる姿勢を明確にするために、技術相談窓口を開設しました。その結果、通常の研究業務の打ち合わせを除きまして、いわゆる個別の技術相談の案件が、13年度、102件あったという実績でございます。

次、11ページ目、地方公共団体等からの要請に基づく技術等の受け入れ・育成ということでございます。

当所の技術ノウハウをベースに技術者の育成を行うということでございますが、依頼研修員制度を整備しまして、13年度は公益法人等から11名、地方公共団体等から2名、合計13名を受け入れております。

次に、北海道開発土木研究所講演会等を15回開催するという目標でございます。

これにつきましても、過去の実績を踏まえてこのような具体の回数の目標を掲げておりましたが、13年度の実績は、所の講演会、一般公開、開発局の各開発建設部を対象とした現地講習会11回、それから、さらに積極的に各研究部が個別に講習会を13回開いております。合計26回開催したということで、このような技術を踏まえた外向けの動き、15回が目標でしたが、これをかなり積極的に行ったということでございます。

これにつきましては、別添資料で、前回の委員会でも委員から、単純に何名だったとかそういうことではなくて、状況がどうだった、反応がどうだったというような記載をというご意見がございましたが、既に時遅く、もう終わっておりますので、それで今年度、早速、一般公開などもアンケートをとったりというようなことを行いました。それで、参考までに14年度の実績を別添の参考資料で、追加参考資料というこの資料がございますが、この中に、後半の部分に平成14年度の研究所の一般公開の話題、そして、そこに寄せられた意見、小学生から一般の方に至るまで、若干の写真をつけております。

それから、最後に、桜が咲くシーズン、当所に桜並木がございますので、それを開放した結果、思わぬところから非常にホットな意見がある新聞が載っていたということで紹介させてもらったりということで、そういうような反響があったということでございます。

これにつきましてビデオ、2分くらいのニュースに取り上げられたのがございますので、ちょっとよろしいでしょうか。

(ビデオ上映)

【高木研究監理官】 というようなことで、反響もいろいろあったということで、ペーパーにも参考までに記しております。後ほどお読みください。

それでは次、13ページ目、学会等における研究成果の紹介ということでございます。

論文発表ということになりますが、13年度は326件、うち査読付きが73件ということでございます。これにつきましては、15ページの研究論文の発表・掲載という項目で述べていますが、中期目標期間中では、過去の実績を踏まえまして5%以上増加させたいということで、合計、5年間で1,400件という目標を設定しておりました。ですから年間280件が目標値になりますが、それを大幅に上回る形での論文発表ができたということになっています。その他、受賞案件が11件ございます。その他の細かい点は再掲させていただいております。

次、14ページ目、月報・年報・パンフレットの作成・発行・配布ということでございます。

当所の紹介及び論文の対外的な情報発信ということになりますが、これにつきましては継続的に行い、そして所要のパンフレット等を作成し、一般の方々にも配布しております。

さらにトピックといたしましては、今まで当研究所がまとめたものにつきましては、当然、今までは北海道開発局の附属機関であったということで、北海道開発局名で発刊することがほとんどでしたが、このトピックにもありますように、「泥炭性軟弱地盤対策工マニュアル」は独立行政法人として印刷・発行第1号ということで、独立行政法人名で発刊したということでございます。

さらに、マスコミへの情報発信、ただいまのテレビなどでも見ていただきましたが、一般紙等を含めまして精力的に情報発信することによって、かなりの部分、取り上げられたということでございます。

さらに、14ページの一番下に書いておりますが、当所の成果をご披露する「月報」という雑誌がございますが、これにつきましては、今まで開発局やその他の研究機関、そういう関係の深いところに1,200部の配布をしておりましたが、14年度から、つまり13年度ではありませんでしたが、いわゆる内外の技術力の向上に資するというので、とりわけ自治体や業界、あるいはコンサル、そういうところにもアンケートを募りまして、それで500部ほど増加して、現在それを資料として供しているということで、独法の成果を広く活用していただきたいという活動に入っております。

15ページ目は、論文の内容は先ほど述べたとおりでございます。

16ページ目、特許出願数。これにつきましては5年間で15件。これも過去の実績に基づいて設定しました。正直申し上げまして、以前は特許取得という観点の意識が薄かったこともございまして、こういう状況、それから昨今のさまざまな動きを踏まえまして、13年度は出願件数8件ということで、非常に精力的にそのような姿勢で臨んでいるということでございます。

あわせて、17ページ目を見ていただきますと、それにかかわる知的所有権に関する関係規程の整備ということで、職員発明規程を整備すること、そして、職員のそういう観点での意欲の向上を図ること、内部的にそういう特許関連の情報を把握すること、職員・研究員への啓蒙を図るということで、これらを今後とも精力的に行っていきたいと考えています。

18ページ目、寒地土木技術センターとしての研究情報の収集・提供・管理ということで、これらについては外向けにもこういう資産を有効に提供するという意味で、最初に述べました図書管理・検索システム、論文検索システムを導入し、外部利用にも便宜を図る、あるいは内外の研究者に情報を提供し支援するものを構築しました。

ちなみに、情報センターへの外部利用者数、これは直接来ていただいてご利用いただくということですが、年間596件、それから論文検索システムアクセスは732件あったという状況でございます。

さらに19ページ目、月報掲載の報文のホームページへの登録ということでございます。

報文については、インターネット・ホームページで全文検索できる、あるいはダウンロードできるというシステムを整備しました。ホームページのアクセス数、これは論文検索に限った話ではありませんが、当所のホームページのアクセス数が1万6,000件ほどあったということでございます。

20ページ目、技術相談窓口の開設。先ほど説明しましたが、開設し、11月1日付でオープンしております。102件の相談がございました。

21ページ目、これも再掲になりますが、月報・ホームページ当を活用した公開ということで、これらのパンフレット、ポスター、そしてインターネットを利用して、情報発信に努めました。

それから、研究所の一般公開も、先ほどビデオを見ていただいたとおり非常に反響が大きく、13年度は1,000名、14年度は、先ほどのニュースにもありましたように、1,300名を超えたということで非常に多くの方々に来所していただき、開土研の活動への情報発信になっているかなというふうに考えております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

さて、ただいまのご説明につきましていかがでしたでしょうか。

【委員】 言葉なのですけれども、ちょっと前のところに戻るのですけれども、学会等へ講師派遣という言い方はいかにも役所っぽいですね。学会は、単に参加して発表したというぐらいのものだと思うので。

【能登理事】 いえ、講習会等への講師派遣です。

【委員】 講習会ならいいんですよ。講習会はいいんですけども、講演会等に講師派遣と出ている文章があるものですから、10ページ目あたりに。講習会に講師派遣は結構なんですけど。

【能登理事】 これはすべて講師です。

【委員】 これもそうですか。日本雪氷学会全国大会公開講演会。

【高木研究監理官】 はい、そういうことです。ちょっと説明が足りないかもしれませんが、学会主催のシンポジウムとかそういうものへの講師派遣という意味でございました。

【委員】 ああ、そういう意味ね。それなら、この講師というのが正しい使い方なんですね。わかりました。

それからもう一つは、これは前半の話に絡んでしまうのですけれども、例えば特許とか。あるいは、自前のシンポジウムというか、ゼミナールというか、そういうものを開いて、もし収益が出てきた場合、つまり、そういう方向に向かうのか、淡々とプラマイゼロですよという方向を今後とも行くのか……。

【分科会長】 事業主体となるということですか。

【委員】 ええ。収益として入って、ただ、その収益がそのまま研究所の収益になるのか、本来の仕事なのだからというんで吸い上げられちゃう仕組みなのか、ちょっとその辺を教えてください。

【分科会長】 例えばマニュアルなんか相当売れますね。

【高木研究監理官】 実際には、消費税を納付する団体の扱いになっておりませんので、収益を基本的に上げないということのもとに、このマニュアルも、原稿料だけはもらいますが、ですから発刊は別のところにしてある。ですから、そういう苦勞はしているんです。ですから、どんどん売れて入ってきても困るという、だから独法はどうあるべきかという、まさに根幹にかかわるんですが。

【委員】 例えばこの委員会としては、多少こういう方向でもいいのじゃないでしょうか
ということは言うべきところでしょうね。

【分科会長】 そうですね。これは委員会の意見としてね。このあたりは、先生、どうで
しょう。もう少し積極的にもうけるという方向はどうかと。

【委員】 先生にお聞きしたほうがいいんじゃないかと。

【委員】 いやいや。

【委員】 基本的にはプラマイゼロじゃないですかね。

【委員】 プラスは、当然法人にとって、これは目的積立金にできるかどうかですけれど
も、できる可能性はありますね。もうけちゃいけないということは一言も言ってないですね。

私自身、そうじゃなくて、評価の進め方について、ほんとうはこういう評価が本来の評価
だと思っんですが、全体会で議論したときには、こういうのはあまり評価しないというか、
法人にフィードバックできるような評価じゃなくて、マル、バツ、三角でやるんだというふ
うなことだったので、その辺が、きょう、そういう方向に進んじゃっていいのかなというの
がちょっとよくわからないんです。ほんとうの評価はそうだと思いますよ。ただ、全体会で
やったときには、何かそういう感じじゃなかったように私は思ったので、淡々と進めればい
いかなと思ったんですけれども。

【分科会長】 というようなことで、このあたりは理事長さんのお考えもおありでしょう
が、とにかくだんだんと.....。

【斉藤理事長】 1回目ですから、いろいろな意見をお聞きして修正していかざるを得な
いんだと思うんですけどね。

【分科会長】 そうですね。

【委員】 後でまた評価について申し上げるんですが、今の利益を上げる道として、例え
ばイギリスのTRRL (Transport and Road Research Laboratory) が民営化し、それから
デルフトの水の研究所も。彼らがもうけるというか、業績を広げたのは、近隣諸国の研究を
引き受ける、こういうことをやったんですね。今、日本の周りの国はまだ援助対象国です
から、そういう時期ではないんですが、しかしながら、ターゲットとしてはそういうところ
がある。だけど、いろいろな人に聞きますと、アメリカの研究所より日本に頼むと高くなると
か、大学ですら、そうするといろいろな問題があるかもわからない。

そういうこととか、あるいは検査とか試験とかを引き受ける可能性もある。今まではど
ちかというアウトソーシングの対象だったかもわからない。そういうことがあり得るのか

ないのか。

それから、一番気になっていましてはソフトウェア。我々の分野もそうなんですが、構造にしる、水利にしる、外国のコンピュータソフトを使っているケースが多くて、これは学会に主たる責任があるんですが、ソフト開発を論文としてあまり認めてこなくて、ふたをあけてみると、北欧のソフトだ、アメリカのソフトだが蔓延している。こういう分野は、むしろこういう研究所で開発されたのをやっていけばいいかなというような、そんなことを思います。

それからもう一つは、前の会議でも申し上げたんですが、土木研究所とか港湾技術研究所と競争的關係にしたほうがいいのじゃないか。最初は少し意識的にやったほうがいい。例えば道路局の仕事をわざと港湾局と土木研究所と開発土研とやってみて、成果次第では来年からそっちにウェイトを移すとか、そういうことをやってもいいのじゃないかなと私自身は思っています。今のところまだそういう仕組みになっていませんので。それは、そう大変というか、嫌なことではないだろうと思います。それぞれ特色が出てきて、かえっていいんだろう。

それが競争についてとか収益についてのコメント。

たまたま私、事前に事務局に伺ったときに、この項目についてほかの研究所と対比した数字を欲しいとお願いしました。見ますと、大変いい成績であることが、こういう表を見るとよくわかります、いろいろな項目について。例えば競争的資金を何件とっているか。これは多分、人員の数で割ってみたり、予算で割ってみたりしたら、非常によくこの研究所が活躍しているだろうと思います。

よその研究所の評価をここでやるというのは、ルール上どうなのかわかりませんが、少なくともこういう場にはこういう数字は、内部資料としてでもお出しになったらいいのじゃないか。それも競争的関係の一つですし、ここにマルをつけるのに、全部マルでいいかなとか、実は思うんですが、こういうのを見ると、ほかに比べると圧倒的にいいなと判断できるのじゃないか。

【分科会長】　それから、目標数値に比べて件数等が非常に多くなっていますね。目標が12なのに成績のほうで20になっているとか、これは、これまでの実績で目標値をつくったわけですが、特に営業をやって入ってきたとか何とかという特別な努力で増えたんだよというようなものはないんでしょうかね。どれもこれも目標値をかなり、あるものは2倍以上になって増えているというのがありますよね。

けさ、飛行機の中で日経新聞を読んだのだけれども、大学の企業で、一番問題は、いわゆる営業関係がないことだと。大学から出てきた企業、教授が社長になっています。もちろん非常にいい研究だけれども、成果を上げるのに非常に時間がかかる。それから、これからの問題点としては、普通の企業や研究所だったら外部に対して営業活動をやるけれども、大学ではそれをあまりしない。これから大いに問題になるだろうというようなことが出ていました。ところで、今、先生からのお話しにあったように、ある仕事を港湾技術研究所、土木研究所、開発土木研究所にそれぞれ出してみても、その出来具合を比較して、来年はこうするというようなウェイト選択が出てくることもあり得ますよね。このあたりは、特に先生、どうですか。

【委員】 実の特許のところに絡んで、前のとき、先生から、国として特許を積極的に採用するという方向性がない以上、特許を出すのは、何のために出すのかというようなことが言われましたけれども、私もそれはそう思うんですけれども。

それからもう一つは、実際に私自身、特許を出してみようと思って、一回やってみたら、あまりの面倒くささに、こんなことばかりやってられないやという感じがするんですね。それで、本気でこれをやるんだとしたら、研究所の中にきちっとしたシステムというか、一人ぐらい、ほんとうの仕事があるけれども、それにもきちんと事務的な対応をとれる人の体制をつくらないと、研究者にこれをやらせたら大変だなという感じがしていますね。多分やっておられると思うので……。

【高木研究監理官】 ええ、担当者を設定しまして。ただ、もちろん材料の出所は研究室にありますので、それを踏まえて手続等は企画室のほうで行っているという状況ですね。

【委員】 それからもう一つ、独立行政法人になる前から、少なくとも水系を、私は論文等をよく読ませていただいているんですけれども、そのころの研究所の、土木研究所なんかと比べていい点は、非常にいい解説書をよく出されていた。マニュアルというところまでじゃないんですね。研究成果を非常にわかりやすく解説したようなものを、河川系の研究室が出されていて、あれは土木研究所にない、非常にわかりやすい、あるいは学生なんかひょいと渡しても、すぐテキストになるようなものをよく出されていた。研究論文をどのぐらい出したとか、月報・年報をどのぐらい出したという以外にも、非常にわかりやすい解説的な本をこれぐらい出したんだというのも、技術の普及という意味でこの研究所のいい点、長所だったので、次回以降、そういうものも入れられたら評価が高いんじゃないかと思いますね。

【高木研究監理官】 とりわけ月報の中に、論文だけじゃなくて、今言われた解説という

部分のページもございまして、そこも何編か、毎月そういう趣旨のものを載せたりという工夫は一応やっているつもりです。

【委員】 一冊になっていると、ちゃんと残して読み続けようという気がするんですけどね。そういうのがあるといいと。

【分科会長】 そうですね。

【委員】 それからもう一つなんですけれども、地方公共団体等の要請に基づく技術者等の受け入れのところなんですけれども、当該年度における取り組みというので13名受け入れたと書かれていて、非常に積極的にやっておられるなと思うんですけれども、少なくとも河川系から見ていると、国の技術者と地方自治体の技術者の間のギャップと交流のなさを日ごろ非常に感じていまして、今後とも、北海道であれば道とか市町村の技術者の方との何らかの交流、それが依頼研修員というところまで相手先に余裕がない可能性があるのでできないんでしょうけれども、その部分は講習会、自治体の方への講習会とか、ターゲットを絞った講習会等もやらないと、自治体の技術者との間のギャップが非常に大きいなと感じています。これは国と地域の研究所としてぜひ今後ともお願いしたい。

【分科会長】 そうですね。そういうようなことをやると、確かに地方のレベルは非常に上がりますね。

例えば私どもの評価委員会でこのような新しい意見が出て、ひとつまた新年度には、そういう新提案も進められることになっていくんでしょう、おそらく。この項目は、国土交通省のほうでこういう項目で評価したらどうかということでここに出されているものですよ。

【高木研究監理官】 中期目標、中期計画という、その計画に基づいた評価項目ということになりますね。

【分科会長】 そうですね。わかりました。ここはいかがでございましょう。

【委員】 研究論文の発表数は、数字の上から言っても大変立派で、目標を大幅に上回る数字になっていますが、査読付きの論文が73という件数は、以前に比べてどうなのでしょう。研究論文を増やしていくという目標のなかに、ぜひ査読付きの論文の発表数を上げる努力もしていただきたいと思います。

【分科会長】 そうですね。査読付きが重要ですね。これは特にありますでしょう、高木さん。

【高木研究監理官】 12年度、査読付きは43件でしたので、13年度は相当増えたということになりますが、論文トータルとして、正直言って、おそらくほかの研究機関に比べ

ると極めて多いと思います。それはなぜかという、例えばこの中には北海道開発技術研究発表会とかそういうものもありますが、いわゆる技術を現場に反映させるという趣旨から、学会だけではなく、身近なそういうところにも一生懸命そういうものを提供するというような結果が、そういう状況になっています。ですから、それは当方のミッションからすれば必要不可欠であると考えておりますが、ただ、全国的視野では査読付き云々というのがやはり評価されますので、引き続き多くするように努力していきたいと思っております。

【分科会長】 ありがとうございます。

というようなことでご意見をいただいておりますが、先生、どうでしょう。

【委員】 結構だと思います。

【分科会長】 結構ですか。

【委員】 はい。現地で、そういうのが生かされている風景を拝見してきましたから、大変結構だと……。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

実際に現地につぶさにごらんになって、皆さん、おっしゃるとおりだろうということでございます。

といたしますと、ここもまた着実に進められているということによろしゅうございますか。

それでは、(3)の1)、地方公共団体等から、講習会等、次、学会等、月報・年報・パンフレットの作成、それから研究論文、特許出願数、知的所有権、寒地土木技術センターとして、月報に掲載された報文のホームページの登録、技術相談窓口の開設、試験・研究成果の月報・ホームページ等、研究所一般公開の開催、については順調というようなことでご評価いただいたことにさせていただきます。

というようなことで、(3)はただいまのような評価にさせていただきますが、欠席委員からのお手紙がございますので、それをご披露した後に、また改めて皆さんからご意見をちょうだいいたします。

それでは、次に進めさせていただきます。

(4)試験研究費等の受託、これについてご説明ください。

【高木研究監理官】 それでは3項目ほどございますが、北海道開発局等からの受託業務の獲得ということで、計画額としては24億円ほど見込んでおりましたが、実施は30億円ということで、そのニーズにこたえるような形で対応したということでございます。さらに、局以外からも水産庁、帯広市、天塩町、北電、そういうものの要請に応じております。

24ページ目、競争的資金の獲得ということでございます。

科学技術振興調整費及び環境省の競争的資金について明記しております。結果的には科学技術振興調整費はゼロ査定ということでしたが、これは科技庁が文科省に組み入れたこと、あるいは科学技術会議等の全体の動きの中で、このような従来の制度の枠組みが大幅に変更になったということで、科振費の適用は、私どもを含めて国交省ではほとんどゼロという状況になりました。したがって、そういう状況を踏まえて、さまざま、他の競争的資金の獲得に努めまして、合計5件獲得したということでございます。

12年度は、科振費5件の環境省1件の6件でしたので、言ってみれば科振費を除きますと、環境省の1件が5件に増加したということも言えるかと思えます。

さらに25ページ目、技術相談への対応、これは再掲になりますが、102件の対応をしております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

そういたしますと、これも、いかがでございましょう。よろしければ、一応、着実ということをお願いいたします。

それでは、次、お願いします。

【高木研究監理官】 それでは、5番目の災害時の支援以降、残りは再掲の部分が多いので、さっと全体の項目を追いかけてたいと思います。

26ページ目、災害時の支援。これは迅速的確に対応するということを明記しておりますが、13年度は、そのニーズに応じまして12件対応いたしました。自己評価委員会の評価委員からは、大変に望ましい評価をされました。

27ページ目、予算、収支計画及び資金計画ということですが、これについては3%の縮減に向けてということですが、さまざまなシステムを構築したということで、これは再掲でございます。

28ページ目、短期借入金、実績はありません。

29ページ目、財産譲渡等、これも該当はありません。

30ページ目、剰余金の使途も該当ありません。

31ページ目、施設・整備に関する計画でございます。

これは財務諸表等で説明させていただきましたが、中期計画の変更に基きまして環境・資源循環研究施設、2億6,000万円が新たに加わりましたが、年度計画上は、そのうち

の1億1,600万円を無利子借入金としております。そういう形で調達しました。

32ページ目、人事に関する計画、これにつきましては計画的に人事交流を推進するというところでございまして、13年度、47名の人事交流、独法発足ということもございまして、大幅な人事交流を実施した。ただ、これは、正直申し上げまして多ければいいものではないということもございまして、今後、計画的に行っていきたいと思っております。

33ページ目、これは再掲でございます。

34ページ目、新規採用の件でございますが、研究職の任期付採用1名を行うと明記しましたが、予定どおり行いました。14年度、参考までにさらに2名ということで、現時点で延べ3名ということで、独法になりまして、初めてこういうシステムに基づく採用を行ったところです。

35ページ目、研究能力の高い研究者の育成ということにつきましては、所内の語学研修、それから若手研究発表会で訓練をするということを通じまして、若手研究者の人材育成に努めているところでございます。

さらに36ページ目、国が行う研修等への職員の参加ということで、これも国土交通省等が実施した研修に30名の職員を参加させ、人材育成に努めたところでございます。目標値は25名程度ということでございました。

37ページ目、これは人事ですが、期初の常勤職員数178名ということで、予定どおりの人数で発足しております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

それではまた、あとわずかでございまして、次に進めさせていただきますが、まず、この表の1ページの下段、防災業務計画策定、これは自己評価委員会でも大変よくやったという評価をちょうだいしているということでございます。では、これも着実でよろしゅうございますでしょうか。

そのほかただいまご説明いただきました項目につきまして、ご質問あるいはご意見等、自由にご発言ちょうだいいたしますが、いかがでございましたでしょうか。

【委員】 31ページの無利子借入金の件ですが、これは年度計画では、下表の試験・研究施設の設備の拡充・更新を行うと。今回資金は調達したんだけど、まだ購入はしていないということですかね。

【高木研究監理官】 13年度時点で、年度末の補正でつきましたので。

【委員】 これは近々使うということ……。

【高木研究監理官】 はい、そうです。

【分科会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましたでしょう。

【委員】 34ページの任期付研究員1名採用ということなんですけれども、今、この研究員の枠は外国人でも構わないんですか。

【高木研究監理官】 この制度上からいうと別段構いませんが。

【委員】 今、日本の大学に非常に多くの留学生が来ていますけれども、大学で博士号を取った後、それ以上、もう少し研究したい、あるいは日本のことを勉強したいという人は大勢いますけれども、別に来年から急にというわけじゃないんですけれども、時々、外国人の方も視野に入れられたらどうでしょうかという……。今もおられるかもしれませんが、わかりませんけど。

【高木研究監理官】 13年度の1名は外国人です。

【委員】 要するに、これからアジアとかそういうところの非常に有力な方になる人が多いですよ。人脈づくりというんですか、そういうことにも必要なと思って、ぜひ今後ともそういう……。特に東アジアでしょうね。お願いしたいですね。

【委員】 人事に関するところもいいですか。

【分科会長】 ええ。

【委員】 47名の人事交流を行ったというんですが、170名のうちの47名といったら、4分の1ぐらいの方が来たということになるかと思うんですけれども、交流があったということなんです、先ほど内容から見ると、かなり質の高いことをやる、これからますます厳しくなっていくといいでしょうか、5年間でかなり増えますから、次の5年間、もっと厳しくなってくる。それを土台にしてはじきますと、中期目標の終わった次の目標のときには、より厳しくなるような条件があると思うんですね、今回あまり頑張り過ぎると。

【分科会長】 そうですね。レベルが上がりますからね。

【委員】 そういうことを考えますと、多分これ、行政の方が多いと思うんですけれども、あまり多過ぎると、途中で息断えてしまうんじゃないかなという気がするんですね。一人前になるのは結構時間はかかりますし、それから、開土研の欠点ではないでしょうけれども、将来的には学友もどんどん増やすということを考えますと、短期間にころころかわると、きちんとした研究は育たないんじゃないかということで、そのあたりは行政の人事の都合もあ

るでしょうけれども、独立行政法人化したということは、基本的にはそこに土台をきちんと置いて、最小限ぐらいの感じで人事を回していくようなことをしないと、あまり多くなってくると、常に新人、新人で、次の5年後の目標を立てるときにはえらく苦労するというか、今までを超えなさいよということになりますから、そのあたり、ちょっと危惧するんですけどね。

【高木研究監理官】　そういうことも含めて、計画的に検討していきたいと思います。

【分科会長】　ありがとうございました。

【委員】　もう一つ。東京のほうにある、土木センターという組織がありますよね。

【高木研究監理官】　土木研究センター。

【委員】　土木研究センター、あれは、国総研や独法研等との関係がありますよね。つまり、仕事の役割分担がありますよね。それに対して、こちらの開土研のほうのあれに相当するものはあるんですか。

【高木研究監理官】　基本的にございません。

【委員】　ないですよ。だから、例えば普及啓蒙活動であるというようなことまでもこちらの研究所にかなり要求されているわけですね。つまり、あちらだと、かなりの部分を、そっちのセンターの役目でしょうという部分までもこちらが持っていますよね。だから、それが効率的にいいことなのか、面倒くさいことなのか、その辺はどうなんですか。

つまり、研究というと、本気に研究になったら、啓蒙だ何だ、そんなことは言っている暇はないです、はっきり言って。でも、それじゃ困るので、まあ、国の金が入るわけですからやらざるを得ない、積極的にやろうとなったら、それ相当のセンター的なものが必要なのか、あるいは、今までどおりの方向でやっていかざるを得ないのか、その辺の事情はどうなんでしょうか。

【高木研究監理官】　必要によりアウトソーシングとか、そういうものは検討していきなきゃいけないと思いますが、今のところは徐々に、研究支援部門を発足時点で多少充実させましたので、したがって、そこをベースにそういう情報発信に努めるというのが独法発足時点での特徴になっている。ただ、今言われた土木研究センター云々などは、例えば研究の補助としての試験器材の云々というのは、実質、研究センターの職員がやっているみたいな、そういうことがあるので、したがって、そういうような支援のアウトソーシング化みたいなのは、物が大きくて、あるいはそれだけの資金も要ということで、実態的にはなかなか無理かなと。ですから、独法という組織の中で動かしていくというのが当面の動き方かと

思いますね。

【委員】 何もかも全部やらなきゃいけないから、気の毒だなという気もするんですね。

【斉藤理事長】 ただ、開土研の歴史からいうと、さっきも先生のご発言にちょっとありましたが、うちの研究所は、純粹に研究だけをしているところではないんですね。人事交流が多いというのも、開発局に入った技術職員を、ほんとうの現場の技術を教え込むという研修機関的な性格もあるわけですよ。ですから、うちに来た者を、20年も30年も全員研究にしているわけではなくて、5年ぐらい実地の技術を習得したら現場に出して、そっちで使ってもらおう。そういうことがあるものですよ、交流の人も多いんですよ。

今後、技術センターみたいだとか、あるいは交流を極力少なくして、ほんとうの研究所にしていくかどうかというのは、世の中の動きを見て、変えていくんだったらそっちのほうへ行くし、今のところ開発局は、特段、独法になったからといって大きく行政のシステムが変わっているわけではないものですよ、世の中を見ながら、方向転換するのであればするし、今のところ方向転換する必要もあまりないような気がしているんですがね。まあ、世の中の動き次第だと思っているんですけどね。

【委員】 今の議論に関連すると思いますが、32ページの下に記述してある表現が少々わかりにくい。つまり、「研究実績のある業務経験者の適正範囲を考慮する」という意味は、ただいま、理事長がおっしゃったことと関連するのでしょうか。

【分科会長】 ちょっと難解な文章ですね。これは開発局との人事交流ですか。

【高木研究監理官】 したがって、例えば研究所を経験し、行政に行き、また、行政のそういう問題意識を踏まえて研究所に戻して研究をさせるとか、いろいろなパターンがあるんですが、ちょっと表現はわかりづらいかもしれませんね。

【委員】 そのような人事交流をとおして全体的に質的向上をはかると、こういうことなんですね。

【高木研究監理官】 それから、母体となる研究者集団といいますか、そういう部分の中核は必要ですので、13年度以降も研究の中堅層の育成というようなことを意識しながら、したがって、そういう層の人材を少し強化していきたいという方向で人間の配置を考えている。実は、非常に独法のいいところは、国の機関のときには、それぞれの処遇の等級号俸で人数を全部決められていたんです。今度は、人件費の中で理事長が裁量を発揮できますので、どうしてもこの人間を置きたいとか、どうだという場合にはできる。ただ、その分、もし人件費がかさめば、どこかで調整しなきゃならないということは生じますけれども、そういう

意味での人事はやりやすい環境になってきたかなと。

【分科会長】 なるほど。この「大学等との開かれた人事交流」、「外部資金等による研究員の確保」、「大学等」という「等」は、例えば開発局というのは入らないんですか。

例えば各1名で、山梨大学と科学技術振興事業団、各1名ですから合計2名。その次、先ほど話題にもなりました任期付研究員が1名というの、実数が挙がっていますね。

【高木研究監理官】 先ほど申し上げましたように、任期付きを採用するという事は、これは内部の問題になりますが、定員管理上は通常定員を割くということになる。ですから追加で採用することにならないんですよ、人件費上。ですから、そういう調整が必要だということですが、任期付研究員を採用するという事は、そういうジャンルの研究のノウハウを持っている方が非常に重要だという意識で考えておりますので、したがって、13年度1名、14年度2名、そして15年度に向けても今検討しているということで、独法の研究室のどういう研究ジャンルに必要かということを見取って、徐々に充実させていきたい。

【委員】 これまでは、国家種試験合格者で、開発局なり建設省に入った方を研究所に持ってきていましたよね、ほとんどが。今後とも、主要メンバーというんですか、研究所の主要スタッフはそういう方向でやりなさいというか、やる方向にあるんですか。

【高木研究監理官】 実際には国の種採用者枠はどんどん減っていますので、したがって行政及び、とりわけ研究部門にそういう人間を計画的に割くのは極めて難しい状況になってきつつあると受け止めています。したがって、ベースは、今までの流れを踏まえて種職、私どもの研究所は種が極めて多いんですが、種をとらえた場合にも、それなりに行政とのそういう交流とか、行政ニーズを踏まえることが必要ですので、それを基軸にしつつ、どうしてもそれでなかなか充てられないという場合に、任期付きであったり、場合によってはわかりませんが、今後はストレートに研究所が採用すると。今はちょっと様子見だということですね。

【委員】 わかりました。

【委員】 将来的には研究所のプロパーができるということですか。

【高木研究監理官】 それはあり得ます。例えば土研は、次年度1名採用予定と聞いています。

【委員】 そんなオーダーなんですか。

【高木研究監理官】 それは、なぜかという、先ほど先生からご質問があったように、基本的に全体で採用した者のうち、行政に配置したり、研究所に配置したりと。でも、研究

所に配置されて、理事のように研究職一辺倒という方もおられますので。

【能登理事】 まれなケースです。極めてまれなケース。

【斉藤理事長】 ただ、その議論は、制度全体をどうするかというもっと大きな話の方向いかんによるんですよね。従来の種、種という制度はやめちゃって、実力主義にすると
いえば、私は非常にやりやすいんですけれども。

【委員】 外部資金等を活用して雇用する、いわゆるプロジェクト教授みたいのを中期計画で考えておられるのかなと思うんですが、そちらに向けては、今年度はまだ書いてないところを見ると、そこまでは行ってないということですね。外部資金を導入されて受け入れたというわけじゃないですね。

【高木研究監理官】 外部資金で云々というのは、例えば科学技術振興事業団の特別研究員は、その資金で来ておりますので、私ども独法の資金で人件費を出しているわけじゃない。だから、その方はプラスアルファになるという。

【委員】 これは持参金を持ってきたんですか、今の話ですけど。そういうわけじゃないですね。あくまでも派遣ですよ。

【高木研究監理官】 そうです。事業団からどここの研究所へという、はい。

【委員】 わかりました。その辺、外部資金で自分たちが自由になる資金を使って、人を一定の期間採用するのは非常に難しいんでしょうか。

【分科会長】 研究所のですね。

【委員】 ええ、研究所のほうで。

【委員】 やっていませんか？ プロジェクトの期間中、雇うということ。大学なんかはやっていますけど。

【委員】 やっていますね。

【高木研究監理官】 現時点ではやっていないです。

【委員】 ああ、そうですか。私、そんなすぐじゃなくて、中期計画ではぜひ……。こういうふうに書かれていると、その辺がいかいがないかというのが問題になってくるのかなと思いますので、その辺のところをぜひ進めるようにお願いしたいと思います。

【分科会長】 そうですね。ずっとご意見を伺ってまいりました。1つは、だんだんに実績が、この年度のように上がりますと、また次の年度には、目標が上がり、またその次の年度には一層目標が上がることになって、やがては息切れしてしまうものもあります。それから、今話題になっている大学と開かれた人事交流、外部との人事交流は、相手のほうがお金

を持って来るんですね、研究所に。あるいは研究所で、仕事をさせてほしいと要請されているのですよね。こちらから来てくれと言っているものではないですよね。

【高木研究監理官】 それぞれの制度がございまして、例えば研修員制度は相手方の資金で来る。それから、交流研究員の一般的なものは、うちのほうが招聘の場合は旅費をお支払いして来ていただく。派遣の場合は、当然うちの職員ですから、うちの人件費で、うちの旅費で出す。それから、先ほど話があったように、ある場合には、どこかの事業団のように、事業団で採用した研究者をどここの研究所で受け入れてもらえるかどうかということのもとに対応する、そういういろいろな形があります。

【分科会長】 なるほど。今、私の申し上げたいのは、どんどん目標値が上がっていくようなものと、こういうような新しい野心的なプロジェクトがあり、それに対して、それに適切な方を外部から招いて、このプロジェクトの研究員になってもらうという具合なもの、このプロジェクトについては、積極的に研究所で外に知っていただかなきゃならないですね。

今、何を言いたいかということ、今年はそれぞれ1ないし2、実績がありまして、これからますますこの実績が上がっていくだろうと思いますが、このあたりはどうなんでしょうね。言うなれば大いに外部の大学その他にもこのことを知っていただいて、「どうですか、うちの研究所でこういうことをやれば、あなたのためになりますよ」というようなことを言うものか、あるいは、向こうから気がついて来てくだされば、それはウエルカムか、このあたりはどういう方向なんでしょうね。

【高木研究監理官】 全体的には、今ずっと触れてきたいろいろな規程・制度のもとにある個人が行き来したり、それから、研究項目で連携を図ったりということを行ってきていますが、全体の流れから見ると、共同研究というのが実に多くなってきているんです。ですから、それが非常に特徴になってきているという意味で、そのこと自体が、いわゆる研究者の交流・連携になっている。ですから、そういった意味で個別にある方に来てくださいというシステムのまな板に乗せなくも、事実上はそういう関係がとれているというのが非常に大きな特徴になっているなというふうに思っています。

【分科会長】 なるほど。そうすると、これからますますそれが大きくなっていきますね、おそらく。

【高木研究監理官】 そうですね。ニーズは非常に高いので、実務の立場としては、逆にある程度制限しないと、オーバーフローだと思うくらいの感じになっていまして、ですから件数が多ければいいものじゃないということで、当然、職員の労力・体力・時間の限界があ

りますので、したがって、的確な研究が遂行できるような状況は何かということは今後とも見きわめつつ行っていくというのがポイントかと思っていますね。

【分科会長】 はい、わかりました。

【委員】 独立行政法人になっても、将来的にずっと職員の方は、今までのような国の採用の方が来られるんですか。あるいは、そこに入所して、プロパーとして上がっていくように、だんだんシフトしていくんでしょうか。理事長は、今、将来の路線を迷っているか、その場で、なるようにとおっしゃっていましたがけれども、採用の仕方によって性格が違いますよね。

【分科会長】 そうですね。

【斉藤理事長】 ですから、独立行政法人になる前は、国の研究機関だったものですから北海道開発局の採用だったんですね。それが独立行政法人になって、移行時点で居る者は全員開発局から出向。今後、独立行政法人として新しい人、要するに独立行政法人の職員として採用することは可能なんです。可能なんですけれども、人事というのは、一遍に180人採用するわけにいかなくて、時間はかかるんですけれども、研究プロパーとしての独立行政法人の職員をだんだん増やしていきたいなとは思っています。

【委員】 日本の研究所を見ますと、一たん入っちゃうと、大体そこに……。ここは違います。ここは行政と行ったり来たりしますから違いますけれども、ほかのところは、入っちゃうと、ずっと。これがほんとうに日本全体としていいことかどうか。例えばアメリカなんかだと、ほとんどの人が、言ってみれば任期付きなんです。大学の先生も、テニアを取るまでは、テニアというか、つまり永久就職ですよという資格を取るまでは任期付きです。アメリカなんか見ていると、それが研究のインセンティブをつくり出しているというところがありますね。ただ、日本人にそれがなじむかどうかという、またそういう問題でもないんで、だから、そういうものも取り入れつつ、人事の活性化をどう維持し続けるか。

我々だって、ここへ永久に入っちゃったとなると、何やったら食べていけますから、ポーッとしようと思えばできますよね。

【分科会長】 でも、近ごろは外部評価が行われております。

【委員】 だから、その辺のさじかげんみたいなところが、ここの人事交流というところの非常に難しいところでしょうね。

【分科会長】 そうですね。というわけで、今回、初年度なものですから、まだご説明を聞いたほうがいいところもございますが、これはいかがでございましたでしょうか。いずれ

も着実な実施状況に向かっているということですのでどうでしょうか。

【委員】 賛成です。

【分科会長】 本来ならもっと議論いただくべきところですが、よろしゅうございますか。

いかがでございましたでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、資源循環施設の整備費として云々。それから、人事に関する計画、北海道開発局等との計画的な人事交流。大学等との開かれた人事交流、任期付研究者を含めた新規採用、研究能力の高い研究者の養成、国が行う研修等への職員の参加、人事に関する指標、13年度、178、ただいまご評価いただきました結果は、いずれの評価項目も着実ということになります。

欠席委員よりご意見をちょうだいしております。

ちょっとここで読ませていただきます。お二方のご意見をまとめてあります。

まず全体に対するご意見ですが、共同研究に産としての連携が多いことなどアピールする点があるのであれば、積極的に報告書に記載するなど、国民に知ってもらえる工夫が必要である。

数値で記述できる項目については、前年度との比較が評価の一つの指標となるが、中期計画期間全体で評価する視点に立ったとき、それだけが評価の手がかりとなるものではないことに注意が必要である。

次、国民に対する提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置といたしまして、技術の指導及び研究成果の普及、これに対しまして学会等における研究成果の紹介、これは、事象について北海道開発局長賞はあえて報告書に載せないほうがよいのではないか。

研究論文の発表及び掲載、論文の本数よりも、その論文が他の論文に引用されている数での評価のほうが本質的な評価となる。

次、自主改善努力について。

自主改善努力については、各評価項目について再掲を避けるべきである。また、自己評価委員会での点検や独法運営上の諸制度の検討、運用等については、当然のこととして記述する必要がないのではないか。

以上、欠席委員よりご意見をちょうだいしております。いずれも、もっともなご意見でもありますし、これはまた大いに私ども考えるべきことかと思えます。きょう最終的な成果に

なります評価につきましては、影響が直接出てきませんので、ご披露するというところでよろしゅうございますでしょうか。

確かにいずれももっともなご意見で、これまた来年度も続くわけでございますが、そのようなことでよろしく願いたします。

そのようなことで、ただいま業務に対する実績評価をしていただきました。結論といたしますと、いずれの評価項目についても着実な実施状況にある評価をちょうだいしたということになります。全体にわたってご質問、ご意見、あるいは今後考えるべきこと等ご意見ございませんでしょうか。

ただいままでのところは、また後でご意見があればいただくとして、先に進めさせていただきます。

【関口企画調整官】 それでは、今のお話から個別業務評価のほうを説明させていただきます。よろしく願いたします。

【高木研究監理官】 それでは、個別業務評価に関する事項でございますが、これについては、どういう体制で行ったかが問われるということでございますし、それから、この事柄にかかわる評価表、判断の観点が3つほど示されておりました。

1項目めが、主要業務が目的試行的に企画・立案・実施されているかどうかについて、自己評価において十分な説明がなされているかという観点でございました。したがって、この自己評価につきましては研究評価が主体ということで、添付させていただきました資料の50ページ以降に、各研究課題ごとの自己評価結果、表になっている部分、それを示しております。このフォーマットを見ていただきますと、企画・立案に関する事項、実施に関する事項、そして総合評価という形で区分しておりますが、こういう観点で自己評価委員会で評価していただいたというシステムを組み込んでおります。

さらに2項目めは、国民への説明責任を果たす上で、自己評価結果がわかりやすいものになっているかということにつきましては、自己評価結果を各研究課題の分科会ごとにまとめて、どういう評価結果を得たか、そして、先ほどの評価結果の一覧表を公表する予定です。

3番目に、適切な自己評価体制や実施方法が確立されているかということにつきましては、前回もご説明しましたが、この自己評価体制の説明として、40ページ、41ページでしょうか、こういう体制で、内部委員だけではなく外部の有識者を入れて分科会ごとに区分して、この課題ごとの具体的評価を行った、そういう体制をとったということで、行ってきたとい

うことでございます。

一応、全体としては以上でございます。

【分科会長】 自己評価委員会について今ご説明いただきました。

さて、これについては特にいかがでございましょう。ご意見いただくこと、いかがでございましょうか。各分科会でやっております。

【委員】 43ページの環境水工分科会で非常にいいことを書かれていて、特に2)は非常にいいことが書かれていて、要するに山の上のほうから、川から海に至るまで、連携すると大きな成果につながるのと指摘がそれぞれなされたということが書いてあって、非常にいい指摘だなと、43ページの2)ですけれどね。

例えば河川法をじっくり読みましても、要するに大臣管理区間のことに関する基本的なことがメインと読めるんですね。そうすると、水産なんかに入っちゃうと、河川系の方はそれに手を出していいの、悪いのとわからない。そんなことは河川法に書いていないから、事業展開として、していいのか悪いのかわからないというのがありますよね。だけど、研究レベルではどんどんやらないと、もうどうしようもない時代に来ている。そういう意味では非常にいい指摘がされていると私は感じています。

【分科会長】 なるほど。

自己評価結果を見ますと、かなり厳しいところもあり、それから、いずれもいい点数をつけているところもありますが、何か、特に分科会で特色ありますか。

【高木研究監理官】 初年度ということもございまして、どちらかというところと研究の進め方とございますか、視点とか、そういう議論が各分科会、多かったということもございますが、実態的にこういう評価を通じて、今のご指摘にもありましたが、示唆に富むディスカッションができていくということで、それを踏まえて研究活動を引き続き遂行していくという姿勢、それに反映させたいと思っております。

【分科会長】 そうですね。大変いいご意見が出ているし、おそらくもっと時間をかけて、ご発言もいただいておりますので、これは一般の研究者の方々にも全部公開しているのですか。

【高木研究監理官】 これは外向けに、一般国民に公開するという位置づけで考えておりますので。

【分科会長】 ここに出ているこの結果、これはある程度まとめていますよね。

【高木研究監理官】 はい。自己評価委員会ではどういう結果だったということは公表す

ることにしておりますので。

【分科会長】　そうですね。これはまとめていますから、そう書いていますね。実際に現場で研究をやってくださっている方々は、さらに、ここはこういう意見が出たかという細かい意見等があれば、さらにまた考えようかということにもなる、そういうような、何と申しますか、これをまとめるバックデータというか、そういったようなもの、言うなれば委員会、で出てくる議事録、こんな調子のものをどこかで見ることはできるんですか。

【高木研究監理官】　それは当然まとめておりまして、したがって、それは研究部長を通じて研究室に關係の部分は全部.....。

【分科会長】　配られる。なるほど、なるほど。

【委員】　これはホームページにそっくり載っているんですか。

【高木研究監理官】　はい、これは速やかに載せるつもりです。

【委員】　これから載せる予定なのですか。その場合、委員名簿から、評価の文面、採点表のすべてですか。

【高木研究監理官】　はい、そうです。ちょっとやりすぎでしょうか。

【委員】　いえ、そうは思いませんが...

【高木研究監理官】　この具体の表は、公表するべきかどうか実は迷っているんですが、公表すべきと思っています。

【分科会長】　例えばこれは長谷川委員のご発言ですよということがわかるものですか、それとも名前を伏せてまとめるとか、あるいはまた.....。

【高木研究監理官】　一般に公表するレベルは、このレベルということで。

【分科会長】　いや、一般の研究員の方々等がさらに見たいといえは.....。

【高木研究監理官】　実際には分科会に各研究室が対応しておりますので、その場で全部直接やりとりしていると。ですから、そういう意味で直接理解しておりますし、それから、まとめたものは、先ほど言ったように個別の意見書、それからもう一つは、その当日に、短い時間でということで意見を付せなかったという部分については、向こう1週間、2週間かけて意見を寄せてもらっているんです。したがって、それも含めて最後のまとめにしておりますので、そういうものも全部研究室にきちっと、各研究室、研究者に伝わるようなことにはしております。

【分科会長】　なるほど。わかりました。

というようなことで、自己評価委員会のこれは、専門家が集まっているだけありまして、

なかなか参考になるいい意見が出ております。本分科会としましては、このようなことでよろしいとお認めするということによろしゅうございますでしょうか。自己評価委員会のこれらのことですが。

特にご意見がないようでございますので、自己評価委員会につきましても、これで本分科会としましてはお認めしたということにさせていただきます。ありがとうございました。

先生、自己評価委員会のこの成果等について、これで本分科会としてはお認めしたということで、今、ご意見をいただいておりますが、よろしゅうございますか。

それでは、そのようにさせていただきます。

その他、いかがでございましたでしょうか。

それでは自己改善努力についてお願いします。

【高木研究監理官】 それでは、自主改善努力の項目でございますが、一応、ここで用意してもらいましたものは、独法の立場といたしましては、独法初年度、いわゆるその趣旨にのっとる形で組織運営をするという段取り、それをいろいろな角度で創意工夫をして行ったという自己アピールの意味でも、再掲を含む形で記載させていただいた。その結果、ご欠席の委員などからは、再掲は、わざわざ触れる必要はないのじゃないかというご指摘がありました。そういう意味ではごもっともだと思いますが、いずれにしましても独法初年度で、とりわけ従来になかった項目として、どういう事柄を行ったかということはこのページでまとめさせていただいたということでございます。

個別の説明は避けさせていただきますが、とりわけ全般的に共同研究、あるいは国際交流、そして行政との連携における研究活動の例として、ニセコ・羊蹄・洞爺・e街道実験、それからスマート札幌ゆき情報実験というトピックを挙げさせていただいていますが、こういうような話題はマスコミにも相当取り上げられておまして、したがって、研究所の研究活動が広く国民に話題を提供するトピックとして挙げられる案件かなということで、記させていただいたということでございます。

そういった意味で、全般的に独法になりまして、独法の活動を内外ともに知っていただくといえますか、そういう意味での情報発信に努力をしてきたというつもりでございます。そのあたりがトピックかというふうに……。

【分科会長】 なるほど。自主改善努力、それからトピックス等、今ご説明いただきました。これについてご質問等いかがでございましたでしょう。

再掲というか、重ねて掲げたことも、私はいいと思うんです。それぞれアピールすること

でもありますので、そのほうがむしろいいんじゃないかと。

【高木研究監理官】 ありがとうございます。

【委員】 よろしいでしょうか。

【分科会長】 はい、どうぞ。お願いします。

【委員】 ここは個人の意見で、自主改善努力、人によってスタンスは違うのじゃないか。この改善内容等を見ていまして、私なんかは、これだけでは自主改善努力とは言えないのじゃないか。少なくとも当該活動が意欲的かつ前向きで、すぐれた実践事例として認められる場合に該当するかというと、もちろんこの中にすぐれた実践事例に近いものはあると思いますけれども、例えば最後の研究所内の光熱機器の経費節減のため、こんなのがすぐれた実践などといったら、ほかの法人からクレームが来るのじゃないか。

総じて非常に前向きに進んでいることは事実だと思いますけれども、これだけではベストプラクティスというところまではいかないのじゃないか。少なくともプラスアルファするかどうかという点ですよね。少なくとも私のスケールでいうと、プラスアルファまでいかないというのが率直な感想です。

【高木研究監理官】 その意味では、どちらかといいますと、これ全体がどうのこうのというよりは、こういうアピール事項があることを踏まえて、この中で1つでも2つでもそういうふうに評価していただけるものがあれば、独法としてはいいなど、そういうことで書かせて頂いております。

【委員】 ただ、所内見学者が何名とか、ほかに書くことがあったら、こんなのは書かなくていいというふうに言われそうですよね。少なくとも全体を見て、私のスケールでは、そこまでは達していないと思っております。ただ、判断は分科会長にまたお任せしたいと思います。

【分科会長】 なるほど、なるほど。

これは、この括弧の中にあるように、職員の皆さんに、いま一度これは極めて重大なんだよということをご理解いただくために、ここに特に書いているんですね。

【高木研究監理官】 独法としての初年度の方向性を位置づける、そういう制度設計や工夫をどういう切り口で行ってきたかをまとめたということです。

【分科会長】 冷暖房の効率的集中管理とか、ここですね。先生がおっしゃったこのところを……。

【委員】 ほかに、講堂を開放したとか、それはいいことだと思います、いいことだと

思うんですけども、ベストプラクティスというほどのことでもないのじゃないかなというのが。これは人によってかなり違うと思います。私はそういうスタンスで物を見ているということ。厳しい見方かもしれません。

【分科会長】 いやいや。いろいろなご意見をいただいたほうがいいわけで。

このあたりは、特にほかにご意見ございましょうか。まあ、いいんじゃないのというか、それとも、ここはどこだってやっている当然のことじゃないのということもあると思いますが。

今回これをつくるに当たりまして、初めてのことなものですから、いろいろとにかく出してみたということですが、これは年々改善されていくと思うんです。そういうようなことで、先生がおっしゃることはそのとおりだなと、これは当然のことだなと思いますが、今年を出したということで、特別ベストプラクティスとして挙げるのは何となく恥ずかしい気もしますけれども、先生、いいですか。

【委員】 それはもう……。

【分科会長】 今年ばかりじゃなくて、来年、再来年もあるわけですから、だんだん改善されてよくなっていくでしょう。他の独立行政法人にも手本になるようなものにつくっていききたいと思います。そうすると、これはこれでいいということにさせていただきます。ありがとうございました。

さて、これでようやく終わりにになりました。そのほか、いかがでございましょう。特に事務局としてご意見を伺うことありますか。

【関口企画調整官】 分科会長、総合的な評定を結論としてお願いしたいと思っているのでございますが。

個別業務評価については、良好ということでしたですね。総合的な評価は、そうすると、すべていいということですから、3点ということによろしいのでございましょうか。

【分科会長】 そういうことになりますね。

【関口企画調整官】 ありがとうございます。

【分科会長】 というようなことで、今日ご評価いただきましたご意見、それぞれ凹凸はありますものの、総合いたしますと3ということになります。評価をやってみますと、少し甘いかなという気もしないわけでもありませんが、まあ、これから頑張ると考えまして、今回は総合的な評点につきましては3点ということでお認めいただくことにいたします。いいですか。

それでは、ありがとうございました。

【分科会長】 きょうは、残された仕事の大量さばかりを見ていて、時間が気になりまして、まことに申しわけありません。

ということで、今、私から事務局のほうにお返しいたします。

それでは、これからの予定等、よろしく申し上げます。

【企画課長】 きょうは予定時間を大幅に超えての熱心なご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

最後に、今後の日程についてお知らせしたいと思います。

本日のご審議結果につきましては、事務局で整理した上で、委員の皆様方にご確認をいただきまして、国土交通省独立行政法人評価委員会の委員長に報告することになっております。その後、財務諸表の大臣承認とか、業務実績の評価結果の通知の手続があります。また、本日の分科会の審議内容等につきましても、ご出席の委員の皆様にご確認をいただきまして、議事要旨及び議事録を作成の上、議事の公開についての方針に基づきまして、本日の審議内容を委員長へ報告した後に公表することとさせていただきたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、第4回国土交通省独立行政法人評価委員会北海道開発土木研究所分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

了